#### 4 伝統工芸を取り巻く現況と課題(課題の総合的な解決)

#### (1) 各課題の総合的な解決

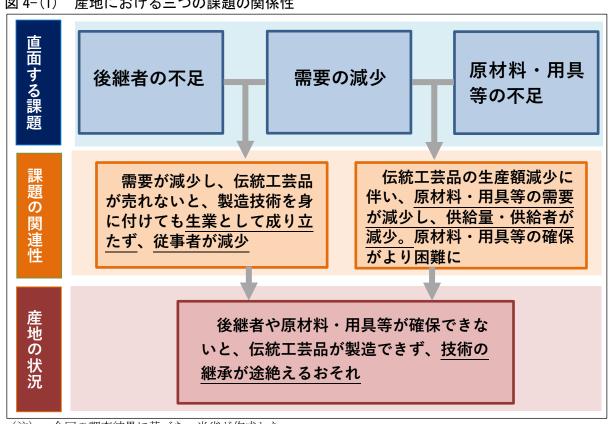
#### ア 各課題の関係性

今回の調査結果において、産地が直面している主な課題としては「需要の減少」、「後 継者の不足」、「原材料・用具等の不足」が挙げられ、調査対象とした産地においては、 これら課題の解決を目的として様々な取組を行っていることが確認された(需要の拡 大に向けた取組状況等については項細目4(2)、後継者の確保に向けた取組状況等につ いては項細目4(3)、原材料・用具等の確保に向けた取組状況等については項細目4(4)を それぞれ参照)。

しかし、調査対象とした産地の中には、従事希望者に製造技術を身に付けさせても、 需要の減少により産地の製造事業者に経済的余力がないため雇用につながらなかった り(項細目4(3)のウ参照)、原材料・用具等を調達しようとしても、需要の減少に伴う 発注量の減少による供給者側の事業の先細り等により、それらの確保が困難な状況と なっている(項細目4(4)のア参照)など、図4-(1)のとおり、①「需要の減少」及び「後 継者の不足」並びに②「需要の減少」及び「原材料・用具等の不足」が、それぞれ関係 を有しているものと考えられる状況が確認された。

これら関係を有する課題については、総合的に解決が図られないと、伝統工芸品が製 造できず、伝統工芸の維持・存続や技術の継承が途絶えるおそれもあるものと考えられ る。

#### 図 4-(1) 産地における三つの課題の関係性



今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

## イ 各課題の解決に総合的に取り組んでいる産地の例

当省が調査対象とした産地のうちの1産地(木工品・竹工品)においては、以下のとおり、伝統工芸品の需要や従事者数の減少などといった課題に直面する中で、都道府県、市区町村、産地組合、製造事業者といった関係者が連携しながら各課題に対して必要な対策を講ずるなど、総合的に産地の課題に取り組んでいる例もみられた。

## (ア) 当該産地が直面している課題等

当該産地で製造されている伝統工芸品(木工品・竹工品)は、従来、土産物としての売上げが多くを占めていたが、産地への観光客数の減少に伴い、需要が減少するなどしており、これによって製造に携わる従事者数も減少傾向にあった。

また、伝統工芸品の原材料として用いられる樹木についても、従来、副業として山から採取していた農家の高齢化・減少により、直ちに製造が困難な状況ではないものの、製造に必要な数の全てを満たすことができていない状況となっていた。

### (イ) 需要の拡大に向けた取組

製造・販売事業者は、従来の市場における伝統工芸品の需要減少を踏まえ、新商品の開発による新たな市場開拓に取り組んでいる。直近では、伝統工芸品の製造技術を活用した新商品としてアクセサリー等を開発し、新ブランドの立ち上げに至っており、国内外の展示会に出展参加し、毎回一定数の商談を行うなどした結果、順調に販路を拡大し、売上げも増加傾向にあるほか、海外有名服飾ブランドとの協働による新商品の開発にもつながっている。

なお、当該産地の所在する都道府県では、伝統工芸品産業の振興に向けた独自の計画を策定した上で、都道府県内の市区町村、産地組合、製造事業者等の取組を財政的に支援するための補助金制度を設けているほか、都道府県が設置した支援機関において、産地内の製造事業者に対し、マーケティングや新商品開発等に関する相談や、製造事業者とデザイナーのマッチングなどの支援を実施している。

上記の製造・販売事業者も、新ブランドの立ち上げに際しては、都道府県の補助金を受けているほか、支援機関に相談しながら取組を進めており、「成果を上げることができた背景には、支援機関を通じて都道府県内のデザイナーとマッチングできたことが大きな要因である。」としている。

## (ウ) 後継者の確保に向けた取組

当該産地では、①市区町村は、伝統工芸品の事業所に製作技能の継承者が就業した場合、雇用主に対して就労の2、3年目の2か年を基本として、毎月1万円を補助する助成金により、製造事業者の雇用を後押ししており、②産地組合は、伝産協会の「新規従事者指導支援事業」(注)を活用し、産地の新規従事者に対する技術指導を実施することで、製造事業者における新規従事者の育成に向けたサポートを行っている。

これら市区町村及び産地組合の支援は、上記製造・販売事業者でも活用されており、当該事業者は、これらの支援を活用しながら、職人を目指す者を新規従事者として雇用し、後継者として育成することで、伝統工芸の技術の継承につなげている。

なお、市区町村の総合計画においては、施策分野の一つに伝統工芸の振興を位置付け、産地における販路の拡大、後継者と技術の保護等について支援することとしてお

- り、上記の後継者の確保に向けた助成金についても、市区町村が産地の意見を踏まえ、制度を新設したものとなっている。
- (注) 伝産協会が、技術保持者が少数、高齢であるなど継承に緊急度が高い産地組合に対し、新規 若しくは雇用間もない従事者の指導に要する謝金を補助する支援制度

## (エ) 原材料の確保に向けた取組

産地組合・製造事業者は、採取業者を通じる等して原材料を確保しているが、必要量を十分に確保できていないのが現状である。このような状況を踏まえ、産地組合は、国有林、民有林について森林管理署、森林組合等から伐採する地域の情報を組合側で収集するなどの取組を実施している。

市区町村は、伝統工芸品の販路拡大に伴う原材料となる樹木(樹皮)の不足を予期し、原材料の安定的な確保に向けた取組として、昭和48年度から平成14年度にかけて公有地への計画的な植林を実施し、約130haの面積に、30万4,000本の苗を植栽し、生育している。

植林した樹木が生育するまでには数十年単位の時間を要することもあり、現状、原材料として樹皮を供給するまでに至っていないが、植林後40年以上経過して樹皮を採取できる樹木も出てきていることから、産地組合・製造事業者に対して活用してもらうよう連絡しているところである。

以上のことから、現時点では産地において原材料の不足がみられるものの、今後、 市区町村の管理する樹木の生育に伴い、原材料の安定的な採取が可能になるものと 産地からは期待されている。

#### (オ) 上記の取組により得られた成果

当該産地では、伝統工芸品の需要の減少に伴い、製造に携わる従事者数も減少傾向にあったものの、上記製造・販売事業者においては、都道府県の支援を受けて開発した新ブランドの売上げが順調に増加しているなど、需要の拡大に向けた取組を通じて、新規従事者を雇用するために必要な経済的余力を獲得しているものと考えられる。

また、市区町村及び産地組合による後継者の確保に向けた支援策は、当該製造事業者における新規従事者の雇用・育成を更に後押ししており、将来的に伝統工芸の後継者を産地に定着させる一助になっているものと考えられる。

さらに、市区町村では、原材料である樹木を計画的に植林しており、将来的に原材料の不足に対応可能な体制が整えられている。

このように、当該産地では、都道府県、市区町村、産地組合、製造事業者といった 各主体が、需要の拡大、後継者の確保、原材料の確保に向けて必要な取組を遺漏なく 行っており、今後の伝統工芸の維持・存続が期待されるものと考えられる。

# ウ 産地における課題解決に向けた取組の在り方と、取組に対する支援の必要性(当省の 考察)

上記イで示した産地の例のとおり、産地が課題解決に取り組むに当たっては、例えば、後継者を確保するためには、併せて新たな販路開拓や新商品開発など需要の拡大についても取り組み、売上げを伸ばすことで雇用の維持・創出にもつなげるなど、課題を適

切に把握し、必要な対策を講ずるなど、総合的に課題の解決を行うことが有効であると 考えられる。

伝統工芸品産業の育成に関する事務を所管する経済産業省及び伝統工芸の技術・技能に着目し重要無形文化財の保存・活用に関する事務を所管する文部科学省(文化庁)においては、これら産地の取組を後押しするため、次の項細目4(2)~(4)で詳述する、当省が把握した各課題における産地の実態や支援ニーズを踏まえる等した上で、支援の在り方の更なる検討が期待される。

#### (2) 需要の拡大に向けた取組

#### ア 産地における需要減少に関する現状

伝統工芸品の生産額に関する現状として、伝統工芸品産業全体の生産額を把握したデータはないものの、経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の生産額については、図4-(2)-①のとおり、平成10年度に約2,784億円であったところ、29年度には約927億円となっており、約67%減少している。

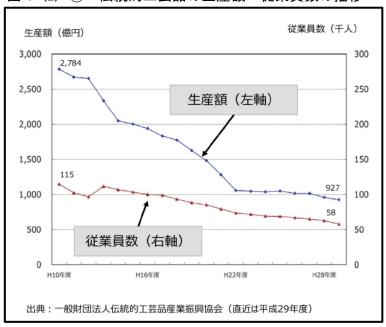


図 4-(2)-① 伝統的工芸品の生産額・従業員数の推移

#### イ 需要の拡大に向けた取組の実施状況

#### (7) 需要の拡大の重要性(当省の問題意識)

伝統工芸品は、調査時点(令和元年度)においても、生活様式の変化等を背景とした需要の減少に直面していたが、その後発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を含めた社会状況の変化により、これら伝統工芸品を取り巻く状況は更に先行きが不透明になっているものと考えられる。

また、伝統工芸品の需要の減少は、前述の項細目4(1)のとおり、産地における後継者や原材料の確保にも影響を及ぼしている状況もみられた。

これらの事情を踏まえると、各産地においては、伝統工芸を持続させ、後世への技 術継承を実施していく上でも、社会状況の変化に対応しつつ、まずは需要の拡大に取 り組むことが大きなポイントとなるものと考えられる。

# (イ) 需要の拡大に向けた「取組の方向性」の整理

当省が調査対象とした産地における需要の拡大に向けた取組の実施状況をみたところ、35品目の産地において、主に産地組合又は製造事業者が中心となって取組を実施していた。

これらの需要の拡大に向けた取組については、その内容が多岐にわたることから、その実態を明らかにするため、まず、需要を拡大するための戦略として何に取り組ん

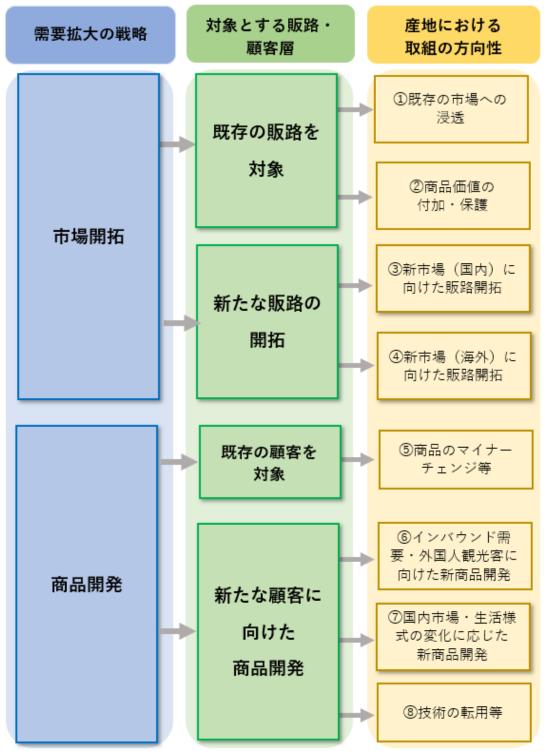
でいるのか(市場開拓又は商品開発)、さらに、対象とする販路・顧客層としてどこに狙いを定めているのか(既存/新規、国内/海外)等を軸として類型化し、その類型ごとに、取組の実施状況等を整理することとした。

取組を整理した結果、図4-(2)-②のとおり、市場開拓のための取組は、既存の販路に対応するものとしては、「①既存の市場への浸透」及び「②商品価値の付加・保護」、新たな販路を開拓するものとしては、「③新市場(国内)に向けた販路開拓」及び「④新市場(海外)に向けた販路開拓」に類型化した。

また、商品開発のための取組は、既存の顧客を対象とするものとしては「⑤商品のマイナーチェンジ等」、新たな顧客を対象とするものとしては「⑥インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」及び「⑧技術の転用等」となり、合計8種類に類型化した。

本報告書では、これら8種類の類型を「取組の方向性」として整理し、以下ウでは、 需要の拡大に向けた産地の取組の実施状況や、取組を実施する上での課題を、取組の 方向性別に整理することとした。

図 4-(2)-② 産地における「取組の方向性」の整理(需要の拡大)



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

## ウ 取組の方向性別の取組実施状況と課題等

産地における取組の方向性別の取組実施件数をみると、表4-(2)-③のとおり、上記イで整理した「取組の方向性」の中でも、既存の顧客層を対象とした展示会など「①既存の市場への浸透」に向けた取組が最も多く確認された。

しかし、産地においては、生活様式の変化等に伴う需要の減少に直面していることから、既存の顧客層のみを対象とした取組を実施しても、今後、需要の減少に対応できない可能性がある。

そこで、既存の顧客層を対象とした取組である「①既存の市場への浸透」を除いた取組実施件数をみると、「③新市場(国内)に向けた販路開拓」、「④新市場(海外)に向けた販路開拓」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」の3類型に係る取組が多数みられ、これらの方向性により、新たな販路・顧客層を開拓し、需要の拡大に取り組もうとしている状況が確認された。

表 4-(2)-(3)	産地における需要の拡大の取組実績	(取組の方向性別)

	主体	産地	製造	合計
取組の方向性		組合	事業者	
① 既存の市場への浸透		43	4	47
② 商品価値の付加・保護		7	2	9
③ 新市場(国内)に向けた販路	格開拓	23	10	33
④ 新市場(海外)に向けた販路	格開拓	9	10	19
⑤ 商品のマイナーチェンジ等		4	3	7
⑥ インバウンド需要・外国人額	見光客に向けた新商品開発	4	1	5
⑦ 国内市場・生活様式の変化に	に応じた新商品開発	14	20	34
⑧ 技術の転用等		0	3	3

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。

このように、新たな市場開拓・新商品開発に向けた主な取組である「③新市場(国内)に向けた販路開拓」、「④新市場(海外)に向けた販路開拓」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」の3種類の方向性については、産地が需要の拡大に向けて取組を実施する上で特に大きなポイントとなるものと考えられる。

そこで、上記の3種類の方向性について、産地における取組の実施状況、取組を実施する上での好事例と課題等を整理し、今後、産地の課題を解決して取組を後押しするためにどのような支援が有効となるか、以下(ア)~(ウ)で詳細に整理・分析した。

なお、本報告書では、上記の「③新市場(国内)に向けた販路開拓」、「④新市場(海外)に向けた販路開拓」、「⑦国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発」以外の方向性(既存の市場への浸透、商品価値の付加・保護、商品のマイナーチェンジ等、インバウンド需要・外国人観光客に向けた新商品開発、技術の転用等)については、項目第3(参考事例の紹介)で、各産地の取組の実態を整理している。

<sup>2 1</sup> 産地組合又は1 製造事業者が複数の取組を行っている場合がある。また、一つの取組が複数の取組の方向性に該当する場合、それぞれの取組の方向性に計上している。

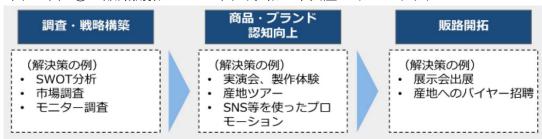
## (7) 新市場(国内)に向けた販路開拓

経済産業省は、産地における需要の拡大に向けた取組に関し、「伝統的工芸品産業の自立化に向けたガイドブック」(令和3年5月。以下「令和3年伝産ガイドブック」という。)において、計画性を持った取組の必要性について示唆している。

令和3年伝産ガイドブックでは、図4-(2)-④のとおり、販路開拓に向けた活動の流れを示しており、市場等の調査・戦略なくして効果的なブランディングを行うことはできず、商品の認知がないままに販路開拓を行うことは困難であるなど、販路開拓の前提には、市場等の調査のほか、商品・ブランド認知の向上に向けた取組が必要としている。

このように、産地が販路拡大に向けた取組を実施する際には、対象とする市場(年齢や収入などの購買層、販売する地域)の選定、市場ニーズの分析、商品の情報発信といったプロセスを踏まえて、計画的に行う必要があるものと考えられる。

図 4-(2)-④ 販路開拓のフロー図(令和3年伝産ガイドブック)



当省が調査対象とした産地の中には、産地組合・製造事業者が、従来の購買層・消費地における需要の減少等を踏まえ、大都市圏等新たな消費地に向けた販路開拓、若年層等新たな購買層に向けた販路開拓、新たな流通手法を活用した販路開拓等を実施しているものがあり、中には、表4-(2)-⑤のとおり、生産額の増加や集客等といった成果につなげている例がみられた。

表 4-(2)-⑤ 産地における国内市場の開拓に係る主な取組事例

	_	
No.	品種	内容
1	織物	産業として自立するためには伝統的工芸品としての価値を広く周知し、販
		路を拡大していく必要があるため、産地に近い都市や、購買層が比較的多い
		首都圏での展示会に出展。生産額は、平成23年度から30年度にかけて約80%
		増加しており、当該取組もその一助になっている。
2	織物	販路開拓に当たっての課題として、①伝統工芸品が高度な技術で織られて
		おり、布地・柄ともに高品質であるにもかかわらず、消費者に対しては、そ
		の商品価値(高価格となる理由等)を十分に発信できていない、②主な購買
		層は高齢者が中心となっており、若年層等の需要を開拓する余地があると認
		識している。
		消費者に向けた直接的な情報発信のため、毎年1回、産地内でイベントを
		開催し、製品の新たな着こなしや活用方法を紹介するファッションショー、

手織り体験、消費者も参加できる新作発表コンテストを実施することにより、 製品の知名度の向上を図っている。

取組の成果としては、直近では産地に約2万5,000人の集客があり、目標としている商談実績(10件以上)を達成したほか、情報発信に加えて、来訪した消費者のニーズを把握することができた。

#### (注) 当省の調査結果による。

一方で、産地の中には、表4-(2)-⑥のとおり、問屋の機能の低下に伴い、ノウハウを持たない産地組合・製造事業者が情報収集・発信を自ら実施するに際して苦慮している等の例もみられた。

表 4-(2)-⑥ 産地における国内市場の開拓に係る支障事例

No.	品種	内容
1	織物	製造事業者は、従前から、問屋を通じて情報収集・発信を行ってきたが、
		問屋の機能が低下したことで製造事業者が市場ニーズを把握しにくい状況が
		発生している。また、産地の製造事業者は小規模事業者が多く、情報収集・
		発信力に課題がある。
2	織物	産地組合は、伝産補助金等を活用し、大都市部における展示会を開催する
		ことで、製品の知名度の向上を図っているが、直近の取組では、目標とした
		来場者数・商談件数を達成できず、より集客の見込める開催地や店舗を選定
		することが課題となっている。
		製造事業者からは、同課題について、展示会の開催地や店舗が毎年変わっ
		ているため、消費地において製品の知識が定着せず、知名度も向上しないの
		ではないか。よって、製品の知名度を向上させるためには、戦略的に開催地
		や店舗を選定する必要があるものの、その選定は卸売事業者に任されている
		のが現状であるといった意見も聴かれたが、産地組合は、人脈・ノウハウが
		ないとして、次回以降も引き続き同卸売業者を活用する予定としている。

# (注) 当省の調査結果による。

また、一部の地方公共団体においては、表4-(2)-⑦のとおり、製造事業者の取組を 後押しするために、具体的なマーケティング手法を学ぶワークショップの開催や、商 品企画から流通経路の確保までを総合的に支援する等の例がみられた。

#### 表 4-(2)-⑦ 地方公共団体における支援事例

No.	内容
1	製造事業者においては、ものづくりの技術は十分にあるものの、情報収集・分析・商
	品企画・販売戦略等を自ら実施するためのノウハウが十分ではなく、消費者のニーズを
	追求することなく商品開発・販路開拓を望む傾向がいまだに根強く残っているのが現状
	である。
	上記の実態を踏まえ、製造事業者に向けて、マーケティングから商品企画・販路開拓
	に至るまでの過程を学ぶワークショップを全5回にわたって開催し、初回の講義では、
	ターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスについて説明している。本事業

	の結果、3 事業者が高付加価値型の新製品を開発し、今後の販路の開拓につながってい
	る。
2	従来、伝統工芸品に関する情報を発信するために、東京で開催される展示会にブース
	を出展していたが、展示会に参加しても新たな販路開拓等につながらない製造事業者が
	いるなど事業効果がみられなかった。このため、支援内容の見直しにより、製造事業者
	の販売力強化に向けて、首都圏等の小売店やバイヤーと連携し、商品の企画・デザイン
	等の指導、主要百貨店やバイヤーが参加する商談会への試作品の出展等を行い、新ブラ
	ンドの創出、新商品開発及び流通経路の確保を総合的に支援している。
	当支援事業を利用した複数事業者が、展示会でバイヤー等から高い評価を得て、製品
	化につなげている。

以上の調査結果を踏まえると、本方向性において、産地組合・製造事業者の取組を 後押しするためには、産地組合・製造事業者の販路開拓・マーケティングに係るノウ ハウ不足を補完する支援策が有効と考えられる。

# (イ) 新市場 (海外) に向けた販路開拓

当省が調査対象とした産地の中には、表4-(2)-⑧のとおり、産地組合・製造事業者が、国内市場の縮小を踏まえ、より市場規模の大きな海外市場の開拓に向けて、海外で開催される展示会への出展等の営業活動や、現地でのテストマーケティング等を実施している例がみられた。

表 4-(2)-(8) 産地における海外市場の開拓に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	漆器	漆器産業は、生活様式の変化に伴い、漆器の使用機会の減少や、安価な
		プラスチック製品への代替が進んでいることもあり、売上げの低迷が続い
		ているほか、全国に国指定伝統的工芸品だけでも多くの漆器産地があり、
		国内での産地間競争も厳しい状況にある。
		そうした国内市場の縮小傾向等を踏まえ、今後の販路拡大方針を「海外
		市場の開拓」と設定。都道府県の支援策を活用し、イギリスの市場調査及
		び現地企業に向けた営業活動を実施している。
		本取組の結果、イギリス商社との仮取引が成立したほか、営業活動を通
		じて、漆器の海外展開に当たっての強み・弱みを把握し(イギリスでは漆
		器そのものの認知度が低く、競合の少ない市場。一方、食器洗浄機の使用
		を前提としたイギリスで漆器を普及させるためには、漆器の耐久性におい
		て課題あり)、今後の海外展開に向けた足掛かりを得た。
		また、本取組を通じて把握した課題として、①商品展開(認知度を向上
		させるための海外企業とのコラボレーションの必要性等)、②販路開拓(タ
		ーゲットとなる客層の選択)、③価格戦略(高価格に見合ったブランド価
		値の付与など)、④プロモーション戦略の在り方について、検討を進めて
		いる。

2	染色品	和装から洋装へと時代の流れが変化するにつれ、反物の需要が減少し、
		かつて取引していた問屋が相次いで倒産した背景等を踏まえ、事業開拓の
		必要性を強く認識。販売ルートを開拓し、宣伝を行うなど、国内外問わず
		様々なルートでの販路開拓を試みている。
		これまでも、多数の国・地域において販路開拓を試みており、その際に
		は、現地の消費動向や消費者のニーズに詳しいコーディネーターやコンサ
		ルタント等と連携した取組を実施している。また、現地で商品を販売する
		前には、市場調査やテストマーケティングも併せて実施している。こうし
		た取組は、現地市場をより的確に把握し、販売戦略を立てた上でプロジェ
		クトを実施することで、現地消費者のニーズとのミスマッチによる売上不
		調など、海外展開で想定されるリスクを軽減することができるものであ
		り、リスクの軽減策なしに海外展開を行うことは考えられない。

一方で、産地の中には、表4-(2)-⑨のとおり、具体的なマーケティングや販売手法など、海外市場への展開に向けたノウハウを有していない例がみられたほか、スタッフが語学力を有していないといった例もみられた。

表 4-(2)-9 産地における海外市場の開拓に係る支障事例

No.	品種	内容	
1	全般	外国人向けの新商品開発に意欲のある若手作家がいても、マーケティン	
		グや販売手法に関するノウハウを持っていないことから、具体的な取組を	
		行えていない状況がある。	
2	人形・	海外展開の重要性は認識しているものの、コネクションが何もないと、	
	こけし	そもそもどのように展開したらよいのか分からない。	
3	木工品・	市場調査や言語・海外ビジネスのルールの理解、書類の作成、法律の理	
	竹工品	解などが、海外展開に向けた障壁となっている。	

## (注) 当省の調査結果による。

また、一部の地方公共団体においては、表4-(2)-⑩のとおり、製造事業者等の取組を後押しするため、海外展開に向けた課題の解決に向けた助言等を実施している例がみられた。

表 4-(2)-⑩ 地方公共団体における支援事例

No.	内容
1	都道府県が指定する伝統工芸品の製造に10年以上従事したおおむね50歳以下の職人
	を対象に、①海外展開に当たって現在直面している課題や改善すべき点等について、電
	話や対面等の面談による専門家のヒアリングを実施し、②ヒアリングの結果を踏まえ、
	実際に海外展開する際に直面する課題に対して専門家から実践的なアドバイスやマッ
	チングの機会を提供する等といった支援策を実施している。
	本事業に参加した製造事業者の中には、海外での販路開拓に成功している例があるほ
	か、伝統工芸品を専門家(海外のアドバイザー)に見せることで、日本とは違った反応

	や商機(例えば、品質の良さから、デザインを変えたりすることなく、そのままの形で
	も売れるといった評価が得られるなど)に気付くことができている。
2	①対応できる語学力を有する者がいないこと、②生産体制に限界があり、取引先の受
	注数に対応できないことなどの理由から、海外との新規取引に対応できていない状況を
	踏まえ、産地組合等に販売の現状等について聞き取りを行った。
	その結果を基に、今後の輸出に向けた支援方法について検討を開始しており、直近で
	は、都道府県のシンガポール事務所を通じ、受注量が少量であるシンガポールでの小口
	の商談を問屋に紹介するなどの支援を実施している。

以上の調査結果を踏まえると、海外市場の開拓には、国内市場の縮小傾向に対応するほか、国内の産地間競争を回避し、日本国内で事業を展開するよりも多くの販路を獲得できるなどのメリットがある。一方で、経営上のリスクを軽減する観点からも、入念なマーケティングが求められるほか、語学力の問題や、海外ビジネスのルール・法制度の不理解などが海外展開の支障となっている実態が整理された。

したがって、本方向性において、産地組合・製造事業者の取組を後押しするためには、海外展開に向けたマーケティング能力、外国語に対応する言語能力やビジネスルールの理解といったノウハウ等が不足している産地組合・製造事業者に対し、海外展開に関する相談・助言等に関する支援を実施することが有効と考えられる。

#### (ウ) 国内市場・生活様式の変化に応じた新商品開発

経済産業省は、令和3年伝産ガイドブックにおいて、図4-(2)-⑪のとおり、理想的な商品開発のサイクルの一例として「自分たちの強みの認識と、市場ニーズの特定」、「商品設計・デザイン」、「試作」、「潜在顧客・ターゲット消費者からのフィードバック」という一連の流れを示すとともに、売れる商品開発ができている製造事業者は、ほぼ例外なく市場ニーズを捉えることに長けているとして、商品開発に当たって市場ニーズを見極める必要性について示唆している。

図4-(2)-① 商品開発のサイクル図(令和3年伝産ガイドブック) **理想的な商品開発サイクルのイメージ**潜在顧客・ターゲット消費
者からのフィードバック
自分たちの強みの認識
と、市場ニーズの特定

蔵作

当省が調査対象とした産地の中には、表4-(2)-⑫のとおり、産地組合・製造事業者が、生活様式の変化や、社会経済等の変化などを踏まえ、市場ニーズを的確に把握し、必要に応じて異業種と連携するなどして、現代の生活様式に適合した新商品や、国内の新たな購買層に向けた新商品の開発を実施している例がみられた。

表 4-(2)-① 産地における新商品開発に係る主な取組事例

No.	品種	内容
1	木工	和室の減少・洋風住宅のニーズ増加など、生活様式の変化に伴い既存の商
	品・竹	品(大型のたんす)の需要が激減している中、伝統工芸品の製造技術を活用
	工品	して消費者のライフスタイルに対応した小物家具の新ブランドを開発し、既
		存の商品の売上減少を補てんしている。
		新ブランドの商品開発に当たっては、デザイナーと連携し、最新の商品ト
		レンドを研究しながら、「気軽に和の雰囲気を楽しみたい」というユーザーの
		ニーズに応えた、手頃な価格の収納家具等を展開している。
2	木工	伝統工芸品は、従来、土産物としての売上げが多くを占めていたが、観光
	品・竹	客数の減少に伴い、需要は減少傾向となっていた。そうした状況を踏まえ、
	工品	都道府県が設置した支援機関からデザイナーとのマッチング支援を受け、伝
		統工芸品の製造技術を活用した新商品としてアクセサリー等を開発し、新ブ
		ランドを立ち上げており、売上げも増加傾向にある。本事業の成功は、都道
		府県内のデザイナーとのマッチングを支援してもらったことが大きな要因で
		ある。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、産地の中には、表4-(2)-③のとおり、市場ニーズの把握に苦慮している例や、商品開発に当たって、異業種の連携を希望していても、連携先に係る情報が不足している例もみられた。

表 4-(2)-(3) 産地における新商品開発に係る支障事例

No.	品種	内容	
1	織物	和装の商品の売上げの落ち込みを踏まえ、新たな販路を開拓するため、	
		新商品として婦人用ストールを開発。従来の販路(呉服関係)から、新た	
		な販路(セレクトショップ等)の開拓を目指していたが、新商品の売上高	
		は、目標を大幅に下回った。目標を大幅に下回った明確な要因は不明であ	
		るが、消費者のニーズに合う商品が準備できなかったことが一因かと思わ	
		れる。	
2	織物	製造事業者は、従前から、問屋を通じて情報収集・発信を行ってきたが、	
		問屋の機能が低下したことで製造事業者が市場ニーズを把握しにくい状	
		況が発生している。また、産地の製造事業者は小規模事業者が多く、情報	
		収集・発信力に課題がある。	

3	全般	本都道府県内の各製造事業者(主に小規模事業者)においては、①消費
		者のニーズを十分に把握できていないこと、②営業力が弱いことなどか
		ら、高度な技術力を駆使した商品を製作しても、売上げの拡大等成果につ
		ながらない実態がある。
4	全般	コラボレーション商品を開発したいと考えている伝統工芸製造事業者
		の中には、伝統工芸品とのコラボレーションを承諾してくれる相手自体の
		情報やノウハウを持っていないところが少なからずある。

また、一部の地方公共団体においては、表4-(2)-個のとおり、製造事業者の取組を後押しするため、セミナー等により製造事業者の商品開発に係るノウハウ等の不足を補完している例や、製造事業者とデザイナーなど異業種との連携を目的としたマッチング支援等を実施している例がみられた。

表 4-(2)-14 地方公共団体における支援事例

No.	内容
1	製造事業者においては、ものづくりの技術は十分にあるものの、情報収集・分析・商
	品企画・販売戦略等を自ら実施するためのノウハウが十分ではなく、消費者のニーズを
	追求することなく商品開発・販路開拓を望む傾向がいまだに根強く残っているのが現状
	である。
	上記の実態を踏まえ、製造事業者に向けて、マーケティングから商品企画・販路開拓
	に至るまでの過程を学ぶワークショップを全5回にわたって開催し、初回の講義では、
	ターゲットの設定からコンセプトメイキングのプロセスについて説明している。本事業
	の結果、3 事業者が高付加価値型の新製品を開発し、今後の販路の開拓につながってい
	る。
2	若い世代や、伝統工芸品になじみのない層にもPRできる商品開発を目的に、伝統工
	芸品製造事業者とデザイナー等をそれぞれ募集し、高品質でデザイン性の高い新商品の
	開発を支援している。
	この事業では、約1年間の支援期間中に、①工場見学やマッチング会等を行い、製造
	事業者とデザイナーをマッチングし、開発チームを結成、②各チームに企画デザイン案
	を提出してもらい、③企画が採択されたチームは新商品を開発し、商品発表会において
	優秀作品に賞を授与するスキームとなっている。
	また、本事業に参加した製造事業者は、開発チームとして組んだデザイナーと事業終
	了後も引き続き新商品開発を行っている。
3	製造事業者の中には、異業種とのコラボレーションを希望していても、それを承諾し
	てくれる相手方の情報を持っていない場合があることから、都道府県内の伝統的工芸品
	産地と、著名クリエイターによるコラボレーション事業を実施している。
	当該事業は、新規の購買層(若年層)に大きな反響があり、今後も同様の事業を実施
	する契機となっている。

(注) 当省の調査結果による。

以上の調査結果を踏まえると、本方向性において、産地組合・製造事業者の取組を

後押しするためには、産地組合・製造事業者における市場ニーズの情報収集・商品企画等に関するノウハウ等の不足を補完するとともに、必要に応じて、異業種とのマッチングを促進する支援が有効と考えられる。

#### エ 有効と考えられる支援に対する国の支援制度のカバー状況

#### (7) 国の主な支援制度の現状

上記ウ(ア)~(ウ)の実態を踏まえると、産地における伝統工芸品の需要の拡大に向けた取組を後押しするためには、産地組合・製造事業者における、市場開拓・商品開発に向けたノウハウ等の不足を補完するための支援が有効と考えられる。

そこで、産地組合・製造事業者が需要の拡大に取り組む際に活用していた国の主な支援制度(補助事業)をみると、表4-(2)-⑮のとおり、伝統的工芸品の産地組合・製造事業者については伝産補助金(需要開拓事業・意匠開発事業・活性化事業)が、また、製造事業者全般向けの支援制度としては、中小企業庁が所管する中小企業・小規模事業者向けの支援事業が確認された。

表 4-(2)-⑤ 国の主な支援制度 (需要の拡大関係・補助事業) 【調査時点 (令和元年度)】

支援制度名 [所管府省等]	対象	支援の内容
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	国指定伝統的工芸品の振興を目的として、伝産法の規
業支援補助金	芸品の産地組合	定に基づく振興計画の認定を受けた産地組合が実施す
(需要開拓事		る、普及啓発や販路開拓等を目的とした事業(展示会・
業)		実演会・製作体験・コンクールの実施等) に対し、その
[経済産業省]		企画会議費、展示会開催等事業費、成果検討費等を支援
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	国指定伝統的工芸品の振興を目的として、伝産法の規
業支援補助金	芸品の産地組合	定に基づく振興計画の認定を受けた産地組合が実施す
(意匠開発事		る、新商品開発に向けた事業(デザイナー等との協働に
業)		よる商品開発、求評会やアンケートの実施等)に対し、
[経済産業省]		その企画会議費、意匠開発費、成果検討費等を支援
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	伝産法の規定に基づく活性化計画に係る事業に要す
業支援補助金	芸品の製造事業	る経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が
(活性化事業)	者等	必要であると認めた経費について支援
[経済産業省]		なお、補助対象経費については、振興計画に基づく、
		各事業の補助対象経費を参考とすることとされている。
JAPANブラ	中小企業	中小企業・小規模事業者の海外でのブランド確立の実
ンド育成支援事		現に向けて、複数の中小企業・小規模事業者が連携し、
業		自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定
[中小企業庁]		し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市へ
		の出展等を行うプロジェクトを支援

(注) 当省の調査結果による。

## (イ) 国の主な支援制度によるカバー状況及び必要な支援の在り方(当省の考察)

前述のとおり、産地組合・製造事業者が新たな市場開拓・商品開発に取り組む際に活用可能な支援制度は経済産業省及び中小企業庁により用意されているものの、その一方で、上記ウの調査結果のとおり、製造事業者等が新たな市場開拓・商品開発に取り組む際に必要とされるノウハウ等が不足している例もみられたことから、これらの不足を補完するための手立てがなければ、取組を成功させることは困難であると考えられる。

現行の国等の支援制度において、これらノウハウ等の不足への支援がカバーされているかを照合したところ、調査時点では、国指定の伝統的工芸品産地を対象としたものに限られるものの、表4-(2)-⑯のとおり、伝産協会によるセミナーの開催や、マッチング支援等のメニューが用意されており(令和3年度時点では、表4-(2)-⑰のとおり、更に新たな支援メニューが追加)、これら支援制度の内容についても、当省の調査結果を踏まえると、産地における需要の拡大に向けた新たな取組を後押しする上で有効なものと考えられる。

今後、経済産業省においては、中小企業庁と連携するなどして、製造事業者等が新たな市場開拓・商品開発に取り組む際に必要とされるノウハウ等の不足を補完するための支援について、既存の支援策の活用の促進も含めた、更なる検討が望まれる。

表 4-(2)-(6) 国における支援制度等【調査時点(令和元年度)】

支援制度名 [所管府省等]	支援の内容
産地プロデューサ ー事業 (伝統的工芸品産 業支援補助金) [経済産業省]	産地の自立化・伝統的工芸品の付加価値向上等のため、専門知識を有したプロデューサー等が産地に入り込んで、職人とともに活性化を行う事業。デザイナー等による伝統的工芸品の技術を活用した新商品開発等に活用可能
産地指導事業 (伝統的工芸品産 地調査・診断等事 業) [伝産協会]	産地が抱える問題の中からテーマを絞り、問題解決の事例を紹介するセミナーを開催しており、令和元年度は、「国内需要開拓」、「インバウンド」について、知見を有する講師を招き、実例を紹介するセミナーを開催し、国内3会場で37人が受講している。
需要開拓事業 (フォーラム等事 業) [伝産協会]	伝統的工芸品の「技や素材」を生かして、現代のニーズにマッチする新 しい商品作りを支援するため、「作り手」と販路を持つプロデューサー等 とのマッチングを行い、9 プロジェクトを設置して新商品を開発している。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(2)-① 国における支援制度等【令和3年度】

支援制度名 [所管府省等]	支援の内容
コンサルタント産	意欲とポテンシャルのある産地に外部コンサルタントを派遣し、複数年
地支援等事業	にわたり、コンサルタントが伴走する形で産地を支援。消費者のターゲッ
[伝産協会]	ティングや新商品開発、販売戦略、PR戦略等について具体的な対策の立
	案等を行う。
JAPANブラン	中小企業者の社内リソースのみで海外事業を成功させることが難しい
ド育成支援等事業	中、中小企業庁では、海外販路開拓等に係るサポートができる民間支援事
(支援パートナー	業者等を「支援パートナー」として選定・公表
制度)	本補助金を活用する中小企業者に対して、「支援パートナー」のサポー
[中小企業庁]	トを受けつつ、共に事業実施することを要件とすることにより、実際の販
	路や市場獲得につながるよう支援体制を構築

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

# (3) 後継者の確保に向けた取組

# ア 産地における後継者不足に関する現状

伝統工芸品の製造に携わる従事者数の現状については、伝統工芸品産業全体の従事者数を把握したデータはないものの、経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の製造に携わる従業員数をみると、図4-(3)-①のとおり、平成10年度の約11万5,000人から29年度の約5万8,000人まで半減している。

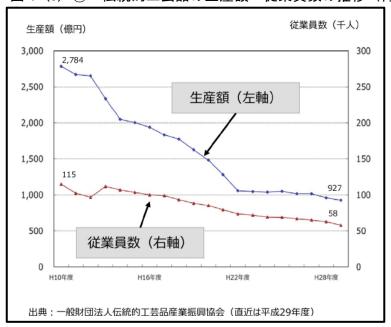


図 4-(3)-① 伝統的工芸品の生産額・従業員数の推移(再掲)

当省が調査対象とした産地においても、表4-(3)-②のとおり、後継者の不足を不安視する意見や、将来的な技術の継承を不安視する声が聴かれており、中には後継者の確保が見込めないまま、産地から伝統工芸品の製造が途絶える可能性があるとする産地もみられた。

表 4-(3)-② 後継者の確保に苦慮する産地の例

No.	内容
1	産地における製造事業者数は10事業者程度であり、1事業者当たりの平均従事者数は1
	人、年間生産高は300万円前後と、事業者規模は全体として小規模となっている。また、
	ほとんどの製造事業者は高齢かつ後継者が確保できておらず、確保できている製造事業者
	は1事業者のみ
	調査対象とした製造事業者からは、収入面で懸念があることから、他者への事業承継は
	しづらい状況にあるとの声が聴かれた。
2	従事者数(産地組合加入者)については、昭和 50 年代に約 1,700 人となっていたもの
	が、平成 23 年には 1 割以下となっている。また、組合員に対して、後継者の確保状況に
	係るアンケートを実施しているが、高齢化が進む一方で、そのほとんどが、後継者がいな
	いとしている状況が明らかとなっている。

- 3 産地内の18事業者中11事業者では後継者が決まっておらず、本人が死亡又は廃業した際には、事業が途絶える見込みあり。また、職人の高齢化が進んでいることにより、休業も増加している。
- (注) 当省の調査結果による。

#### イ 後継者の確保に向けた取組の実施状況

# (7) 技術等の継承の危機(当省の問題意識)

産地においては、上記のように従事者が減少傾向にあり、今後もその状況が継続することで、地域資源として継承されてきた伝統工芸の技術等の継承は危機的な状況に陥ると考えられる。このような状況を踏まえると、産地においては、後継者の確保に向けた取組を的確に実施し、新規従事者を確保するなど成果につなげる必要があるものと考えられる。

## (イ) 取組の実施状況

上記(ア)の問題意識を踏まえ、当省が調査対象とした産地における取組の実施状況を確認したところ、28品目の伝統工芸品に係る産地が後継者の確保に向けた取組を実施していた。

本報告書では、産地における後継者の確保に向けた取組を後押しし、成果につなげるための情報を整理するため、各産地の取組が成果につながった要因、つながらなかったあい路等を明らかにするとともに、産地に求められる支援の在り方を検討するため、以下ウ及びエにおいて、調査対象の産地における取組を整理・分析することとした。

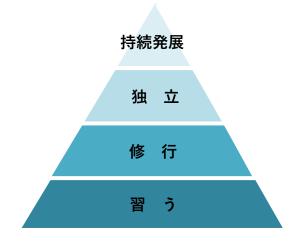
#### ウ 後継者の確保の取組の成功要因・あい路の分析

#### (7) 後継者の確保に取り組んでいる産地の状況の比較

産地における後継者の確保に向けた取組は、経済産業省が令和3年伝産ガイドブックにおいて、図4-(3)-③のとおり示しているように、①未経験者が製造技術を「習う」、②更に高度な技術を習得するために「修行」する、③そして職人として一人前となり「独立」するという流れにより、後継者を育成し、産地の持続発展がなされるものと考えられる。

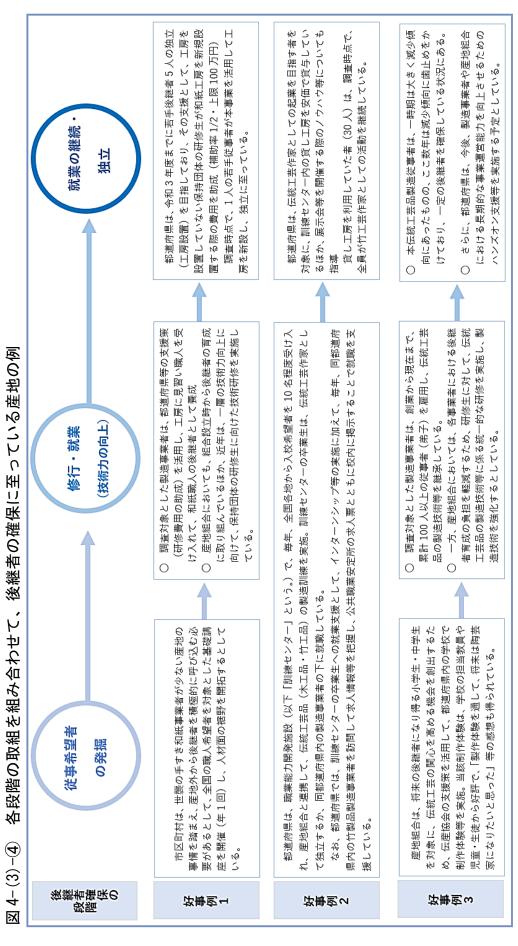
本項細目では、上記の後継者の確保に向けた流れを参考に、調査対象とした産地の 取組を、①従事希望者の発掘、②修行・就業、③独立の三段階に整理した上で、比較 的順調に後継者を確保している産地と、後継者の確保に至っていない産地の状況を比 較することで、取組が成果につながった要因と、成果につながらなかったあい路を分 析することとした。

図 4-(3)-③ 後継者の確保に向けた取組の段階



(注) 令和3年伝産ガイドブックに基づき、当省が作成した。

まず、当省が調査対象とした産地の中で、比較的順調に後継者を確保している産地の状況を整理すると、図4-(3)-④のとおり、産地組合、都道府県、市区町村といった各取組主体が、従事希望者の発掘から独立までの後継者育成の各段階において、国や地方公共団体独自の支援制度も活用しつつ、それぞれの産地の状況・取組主体の役割に沿った、課題解決のための取組を実施することで若手従事者を確保している例がみられた。



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

次に、当省が調査対象とした産地の中で、各種取組を実施していても、必ずしもその成果が得られていない産地の状況を、図4-(3)-⑤で整理した。

これらの産地においては、後継者育成に向けて、従事希望者の発掘や修行・就業など、各段階で取組を行っているものの、その結果が次の段階の取組につながっていない実態があり、その背景には「従事希望者を発掘しても収入が低いことが懸念となって就業に至らない。」、「従事希望者に技術を習得させても製造事業者に雇用・育成する余裕がなく就業を断念することとなる。」、「若手従事者を育成しても生計が成り立たないため就業の継続に至らない。」など、伝統工芸品の需要減少・売上げの低下が、従事希望者の就業・定着・独立を阻害する主なあい路となっていた。

成果につながっていない産地の例 後継者の確保に向けた各種取組を実施していても、 図 4-(3)-(5)

修生(研修修了生)が、和紙職人として独立するまでに は至っていない状況。研修修了生の起業支援や、軌道に 奏嘱した地域おこし協力隊の中には、3 年間の研修の結果、職人としての見込みもあったことから、産地での就労を希 望していたにもかかわらず、産地内に従事者を雇用する余裕のある製造事業者がいないことから、やむなく就労を断念し 乗るまでの仕事と収入の確保を手助けする購買支援な これは、実際に職人として製造工程に入るためには、ペテランの職人の下で技術を習得するしかないが、産地内の製造 た事例あり。市区町村は、今後、任期を終えた協力隊員の受皿ができない限りは、本事業における新規募集を見送ること 現時点では、後継者育成事業で手すき和紙を学んだ研 ど、研修終了後の支援体制が整っていないことが、独立 また、産地内の製造事業者においては、生活様式の変化により、漆器の需要が減っており、仕事量が激減し、漆器作り 事業者において受入環境が整っていない (従事者を新規採用できるほどの経済的な余力がない) ことが最大の要因であり、 苦境に立たされている背景としては、**景気の影響に伴う需要の低迷や、国外** 伝統工芸の製造事業者としての技術を身に付けても、収入の確保や生計の維持ができず、若手従事者が独立に至れない例あり を妨げる要因の一つと考えられるとしている。 就業の継続 ・独立 事業終了後、研修修了生が産地内の事業者に雇用されたケースは皆無となっている。 **だけでは収入が安定しない**ことから、従事者の雇用が難しい状態となっている。 事業を実施した結果、調査時点まで産地内に後継者が確保された実績なし \* 調整に当たっては、産地組合の面接により、研修希望 和紙職人の下で研修を希望する者と、研修先となる産地 者の意識・覚悟を確認した上で、産地内で研修生の受入 産地組合は、都道府県及び市区町村の支援を受けて、 れが可能な製造事業者の選定を実施。最終的には、職人 として自立して生計を立ててもらうことを目標とする。 産地内の製造事業者に経済的余力がなく、 からの安価な類似品の流入等の事情あり 内事業者との間で、受入れの調整を実施 (技術力の向上) 修行・就業 従事希望者を発掘しても、需要の減少に伴う売上の低下により、製造事業者に受入れの余裕がなく、就業機会が得られない例あり としている。 0 0 0 0 芸の製造技術を指導。研修では、絞りハンカチ等の作成 産地組合は、産地内の職人の高齢化を喫緊の課題とし 将来の従事者となり得る人材の確保を目標に、産地 全国各地から同市区町村に移住し、伝統工芸品の普 市区町村は、昨今、紙と触れ合う機会が減少傾向にあ ることを踏まえ、子供たちに紙に親しんで興味を持って もらい、伝統工芸品に対する意識の高まりにつなげるこ とを目的として、同市区町村内施設において、紙を素材 内外の学生や社会人を受け入れて研修を実施し、伝統工 を通して、下絵技法・絞括・染め分け・染色の基礎的な 市区町村は、伝統工芸の後継者確保のほか、外部の視 及・振興を希望する者を地域おこし協力隊として4人委 に使った作品展を実施し、都道府県内小学生・中学生へ 点を取り入れた製品作りを推進することを目的として、 嘱し、産地組合とも連携して技術研修を実施している。 知識を幅広く習得させている。 従事希望者 地域おこし協力隊事業を開始 の和紙の振興を図っている。 の発掘 発生する支障後継者確保のプロセス中に 支障事例 1 支障事例2 支障事例3

(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

## (イ) 後継者の確保を阻害するあい路(当省の考察)

上記の産地を比較した結果を踏まえると、産地において、後継者の確保に向けた取組を成果につなげるためには、まずは伝統工芸品の需要を拡大し、製造事業者における新たな雇用を創出したり、生業として成立するための経済基盤を確保することで、後継者の確保の取組実施後に次の段階の取組につなげる上でのあい路を取り除く必要があると考えられる。

その上で、需要の拡大と並行して、上記の図4-(3)-④で示したように、伝統工芸への従事希望者の発掘から独立までの各段階に向けた取組を遺漏なく行うなど、後継者の確保に向けた取組を実施する必要があるものと考えられる。

## エ 後継者の確保に向けた取組実施状況及び産地の意見

#### (ア) 後継者の確保に向けた「取組の方向性」の整理

上記ウで整理したとおり、伝統工芸の後継者を確保するためには、伝統工芸品の需要の拡大と並行して、従事希望者の発掘から独立までの各段階で取組を実施する必要があるものと考えられる。

本項細目では、産地が後継者の確保に向けて実施している取組の詳細と、取組を実施する上での課題・支援ニーズを明らかにするため、従事希望者の発掘から独立に至るまでの段階と目的を軸に、更に取組を細分化し、図4-(3)-⑥のとおり整理することとした。

細分化した結果、まず、従事希望者の発掘段階では、世襲による技術等の継承が困難となっている事情から、後継者となり得る人材に対して興味を喚起するため「①児童・生徒等への教育・啓発活動等」と「②従事希望者を対象とした研修等」を実施している例がみられた。

次に、修行・就業段階としては、製造事業者において、従事者を雇用する余力や、 従事者に指導を行う人的・時間的余裕がない背景を踏まえ、「③新規従事者の受入れ 等への支援」と「④若手従事者の技術向上のための支援」を実施している例がみられ た。

最後に、独立段階としては、若手従事者が製造技術の習得に加えて、経営者としてのスキル・ノウハウ等を身に付ける必要性や、独立に必要な設備投資を行う必要性から「⑤経営スキル等習得のための支援」及び「⑥作業設備の提供等」を実施している例がみられた。

本報告書では、これら6種類の類型を「取組の方向性」として整理し、以下(イ)では、 産地が後継者の確保に向けた取組を行っている実態について、取組の方向性別に整理 し、以下(ウ)では、これらの取組の方向性に関連した産地の意見を整理することとし た。

取組の方向性 産地の現状 取組の段階 ①児童・生徒等への 教育・啓発活動等 《段階1:習う》 従事希望者の 発掘 ②従事希望者を 対象とした研修等 従事者の減少に より産地から技 ③新規従事者の 《段階2:修行》 受入れ等への支援 術が途絶えるお 修行・就業 (より高度な技術 それ・将来への ④若手従事者の技術 の習得等) 向上のための支援 不安 ⑤経営スキル等 習得のための支援 《段階3:独立》

独立に向けた 準備等

図 4-(3)-⑥ 産地における「取組の方向性」の整理(後継者の確保)

(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

## (イ) 取組の方向性別の取組実施状況

## ① 児童・生徒等への教育・啓発活動等

従来、伝統工芸品産業においては、親から子へ事業や技術等を継承することが 通常であったところ、産地によっては、伝統工芸品の需要減少等に伴い、世襲に よる継承が成り立ちにくくなっており、後継者を外部から積極的に呼び込む必要 がある状況がみられた。

⑥作業設備の提供等

当省が調査対象とした産地の中には、表4-(3)-⑦のとおり、地方公共団体や産地組合が、将来の従事者となり得る児童・生徒、一般市民等をターゲットに、伝統工芸への興味を喚起するために、小中学校での出前授業、製作体験の実施等の普及啓発活動を実施している例がみられた。

表4-(3)-⑦ 産地における取組事例(①児童・生徒等への教育・啓発活動等)

<b>衣</b> 4-(、		//	主促寺への教育・合光心助寺/
No.	背景事情		取組内容
1	伝統工芸品については、家族経		伝統工芸品の生活の中での使われ方
	営の製造事業者が多く、その子供		やその特性、技術、原材料等に関する講
	が後を継がない工房も多いことか		習、製作体験を通じて、児童・生徒の関
	ら後継者不足の問題に直面してお		心を高めることを目的として、伝産協会
	り、外部から新たに後継者を募る	5	の支援事業を活用し、小中学校を対象に
	必要がある。	,	本事業を実施している。平成25年度から
			1,000人以上の児童・生徒が受講し、伝統
			工芸品に対する関心・理解を高める機会
			を創出できた。
2	手すき和紙の需要が減り、工房		本格的に和紙すきを学べる体験施設
	の廃業が進むことにより、家族経		を運営している。和紙をすき、ハガキ等
	営の工房の中で先代である親から		を作る入門コース (半日)、楮 (こうぞ)
	跡継ぎとなる子供へ和紙すきの技	7	準備作業と紙すき・乾燥まで行う1日コ
	術が伝授されるという従来の仕組	4	ース、更に本格的に学ぶ4日間コースの
	みが成り立たなくなった。		三つの和紙すき体験コースを実施して
			おり、平成27年度から30年度の間に約
			1,400人が受講した。
3	世襲の事業所が少ないため、後		手すき和紙職人の減少を受けて、新た
	継者を外部から積極的に呼び込む		な担い手を発掘・育成するため、紙すき
	必要がある。		職人希望者を対象に、紙すき基礎講座を
		7	開催(年に1回、約1か月間)し、原材料
		4	調製から製紙までを一貫して指導した。
			スクール生累計163人のうち8人が市
			内にて手すき和紙職人として就業し、こ
			のうち3人は工房を新設して同市に定着
			している。
		Į.	

# ② 従事希望者を対象とした研修等

当省が調査対象とした産地の中には、表4-(3)-⑧のとおり、産地組合が、伝統工芸品産業への従事希望者を対象として、基礎的な製造技術の習得等を目的とした研修や、人材養成施設の運営を行っている例がみられた。

表 4-(3)-⑧ 産地における取組事例(②従事希望者を対象とした研修等)

1	No.	内容
	1	以前は、地方公共団体から、研修生を受け入れる製造事業者に補助金を交付すること
		で後継者育成を行っていた。しかし、①研修生に技術指導をしている間は商品を作るこ
		とができない、②徒弟制度による育成では研修生が産地に定着することが難しい、③1
		人の職人に師事することで習得する技術に偏りがみられるなどの問題点があったこと

を踏まえ、関係者間で学校形式による後継者育成の必要性を認識。産地組合は、都道府 県及び市区町村の支援を受け、令和元年11月に、2年間の研修期間で基礎から高度な技 術まで幅広く学ぶことができる研修施設を開校している。

(注) 当省の調査結果による。

## ③ 新規従事者の受入れ等への支援

当省が調査対象とした産地の中には、伝統工芸品の需要減少等により、製造事業者が新規に従事者を雇用する余力がないとする例もあり、産地によっては、表4-(3)-⑨のとおり、地方公共団体が、製造事業者とインターン希望者の受入調整、OJTによる研修計画の精査、若手従事者を雇用する製造事業者への給与の補てんなど、製造事業者における新規従事者受入れへの支援を実施している例がみられた。

表 4-(3)-9 産地における取組事例(③新規従事者の受入れ等への支援)

No.	内容	
1	伝統的産業の後継者を確保するため、将来的に伝統的工芸品の製造に従事したいと考	
	える高校生・大学生・専門学校生・社会人に対し、①2 か月以内の短期技能研修(イン	
	ターンシップ)、②伝統的工芸品製造に関する全般的な基礎知識や技能習得のための実	
	習と商品開発に必要なデザイン等の座学を原則1年間行う長期研修を設け、受講希望者	
	を実習先事業所と雇用関係を持たない研修生として受け入れ、各事業所で伝統工芸の技	
	術等を実習させる。実習先事業所のうちに従事者を採用するだけの経営基盤を持つ事業	
	所が存在していることから、研修生が実習を修了した後、従事者として採用につながっ	
	ている。	
2	都道府県の運営する人材養成施設の養成課程の修了生が、修了後に就業した織元で受	
	ける研修の内容については、これまで各織元に一任されていたところ、育成がうまくい	
	かず、製織の仕事を辞める修了生もいたことから、都道府県が修了生を対象として、以	
	下の事業を実施	
	① 織元が契約した織子(修了生)それぞれについての研修計画(1年間)を作成し、	
	都道府県に提出	
	② 都道府県が当該研修計画を審査	
	③ 織元は、都道府県が審査した研修計画に基づき織子を指導	
	④ 都道府県は、織元に対し、研修計画の作成及び研修実施に対する報償費を支払	
	う。	
3	伝統工芸品の事業所に製作技能の継承者が就業した場合、雇用主に対して就労の2、	
	3年目の2か年を基本として、毎月1万円を補助する助成金により、製造事業者の雇用	
	を後押ししている。	

(注) 当省の調査結果による。

## ④ 若手従事者の技術向上のための支援

当省が調査対象とした産地の中には、製造事業者の高齢化が進行している等の理由により、新規の従事者を雇用しても、当該従事者を育成する人的・時間的余

裕がないことから、表4-(3)-⑩のとおり、産地組合が、産地内の若手従事者の技術力向上を目的とした講習等を実施している例がみられた。

表 4-(3)-⑩ 産地における取組事例(④若手従事者の技術向上のための支援)

No.	内容
1	産地内の製造事業者に就職後 3~5 年を経過した従事者を対象に、先達の技術を継承
	し産地の活性化と振興発展に寄与することを目標として、伝統工芸士 (注2) によるマンツ
	ーマン指導を実施
2	伝統工芸品の高度な製造技術を保有する技術者を講師として、産地内の若手従事者を
	対象に、実技指導を中心とした技術研修会を実施
	研修に参加した若手従事者は、高度な工芸技術を習得し、その技術を活用した新商品
	開発を行うことができるようになった。

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 伝産協会が伝統的工芸品の製造に従事している技術者の中から認定した高度の技術等を保持する者

## ⑤ 経営スキル等習得のための支援

当省が調査対象とした産地の中には、若手従事者が独立し、製造事業者として 産地に定着するためには、製造技術を習得するだけではなく、経営者としての経 営スキル・ノウハウ等を身に付ける必要があるとして、表4-(3)-⑪のとおり、地 方公共団体が、若手従事者の独立に必要なスキルの習得に向けた取組を行ってい る例がみられた。

表 4-(3)-① 産地における取組事例(⑤経営スキル等習得のための支援)

No.	内容
1	市区町村は、若手製造事業者を3人以上加えた漆器製造事業者のグループが行う展
	示会・勉強会等に対して補助を実施している。
	同市区町村は「日常的に製造事業者と交流している中で、豊かな発想や低くない技
	術力を持つ若手製造事業者がいるにもかかわらず、自分の作品の売り方を知らず、人
	脈も持っていないため、事業者として定着できない状況がある一方、高い技術や豊か
	な人脈があるにもかかわらず、消費者ニーズの変化に対応しきれていないベテランが
	いることを把握したため」としており、本事業を通じて、若手従事者がベテラン従事
	者から販売方法や人脈作りのノウハウ等を教えてもらい、漆器業で生活できるように
	なることを目的としている。

(注) 当省の調査結果による。

## ⑥ 作業設備の提供等

当省が調査対象とした産地の中には、若手従事者が独立し、産地で製造事業者として活動することを支援するために、表4-(3)-⑫のとおり、地方公共団体が、独立に向けた作業設備等の準備など、若手従事者の生産基盤を支援している例がみられた。

表 4-(3)-① 産地における取組事例(⑥作業設備の提供等)

No.	内容
1	都道府県は、従事者の自立支援と技術の研さん等を目的とし、若手従事者を対象とし
	て、都道府県立の職業能力開発施設に設置された貸工房を安価にて提供。貸工房を利用
	していた工芸従事希望者30人全員が工芸作家としての活動を継続している。
2	都道府県は、技術継承者を育成するため、工房を未設置の保存会(保持団体)員又は
	同会研修生が和紙工房を新規設置する費用の一部を助成している。平成 30 年度には、
	本事業を活用した保存会会員1人が工房を設置している。

#### (ウ) 取組の方向性に関連した産地の意見

上記(イ)のとおり、調査対象とした産地においては、後継者の確保に向けて、従事希望者の発掘、修行・就業、独立それぞれの段階に応じた取組を実施しているが、調査対象とした産地のうち一部の産地からは、これらの取組に関連して、国の支援制度に対する意見も聴かれた。

これらの意見を後継者育成の段階別に整理すると、修行・就業段階である「③新規 従事者の受入れ等への支援」、「④若手従事者の技術向上のための支援」に関連したも のでは、表4-(3)-③のとおり、製造事業者における雇用の余力や、新規従事者の受入 れに関する補助など、従事希望者が産地に定着するまでの支援を充実させてほしいと する意見が聴かれた。

また、独立に向けた段階である「⑤経営スキル等習得のための支援」、「⑥作業設備の提供等」に関連したものとしては、表4-(3)-⑭のとおり、若手従事者が伝統工芸を生業として自立するまでの生活の保障や、起業も含めた包括的な支援が必要とする意見が聴かれた。

表 4-(3)-(3) 修行・就業の段階に関連する産地の意見

No.	内容
1	後継者の育成のためには、技術が身に付くまでの生活を保障し、更に生業に結び付け
	る必要があると考える。(市区町村)
2	各事業所は売上げが下降する中で、新規雇用する金銭的及び人的余裕がないのが現状
	であり、事業所が新規雇用するための補助金を創設してほしい。(産地組合)
3	地域おこし協力隊等の取組により後継者育成を行っても、産地全体の売上げが下がる
	中で受入先となる製造事業者がおらず、従事者の増加につながらない状況であることか
	ら、定住支援策などの支援をお願いしたい。(市区町村)
4	技術を身に付けて、一人前の職人となるには約10年かかると言われている。この間、
	当該者の生活費等が負担となっているため、可能であれば、こうした生活費の助成を行
	ってほしい。(製造事業者)
5	後継者を育成するために 10 年くらいの研修期間が必要と考えており、現在では、研
	修期間の定めがなく長期にわたって学べる環境を整えている。
	しかし、これまでの国の後継者育成事業は、1年から3年程度の事業期間に限られて
	おり、この間での技術の継承は難しいと考えている。

さらに、技術を修得しても、製作品が売れないため、この道で生活することが難しくなっている。このようなことから、国が後継者育成事業を企画するのであれば、10年間の長期のスパンで、製造事業者が雇用し学ぶことができるよう、製造事業者への賃金の支払に対する支援があればよいと考える。(産地組合)

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(3)-(4) 独立の段階に関連する産地の意見

No.	内容
1	後継者が一人前の技術を身に付けるまでどう食べていくか、顧客をどのように見付
	けるかという課題があるが、一工芸家にはこの課題の解決は困難であるので、行政に
	何らかの支援をお願いしたい。(製造事業者)
2	生業として技術を身に付け伝統工芸品を販売して生活していくまでの一連の流れ全
	てを支援する施策があれば、地域の人口減少に歯止めをかけ、定住につながりかつ地
	域と産業振興に結び付くのではないかと考えられる。(市区町村)
3	今後は、研修修了生の生業としての自立という課題についても併せて取り組んでい
	かなければならないものと考えられる。育てた職人が自ら工房を開き、起業すること
	を可能とする援助の仕組み作りに積極的に御協力願いたい。(市区町村)
4	各工程の職人の賃金が安いため、せっかく後継者として学んでも、経済状況が厳し
	く生活がままならないため離職する者が多い。賃金が安い各職人に対して、経済的援
	助等の支援があればよい。(産地組合)

(注) 当省の調査結果による。

## (エ) 国の主な支援制度による支援ニーズのカバー状況

今回の調査の結果、産地が後継者の確保に取り組む際、活用していた国の主な支援制度(補助事業)としては、表4-(3)-⑤のとおり、伝統的工芸品の産地組合・製造事業者においては伝産補助金(後継者・従事者育成事業及び若年層等後継者創出育成事業)の活用が確認され、地方公共団体においては、地方創生推進交付金や地域おこし協力隊制度の活用が確認された。

また、伝統工芸品の中でも、重要無形文化財の保持団体認定を受けている工芸技術の産地においては、保持団体が重要無形文化財伝承事業費国庫補助の支援を活用して技術保持者を育成するための取組を実施している例もみられた。

表 4-(3)-(5) 国の主な支援制度(後継者育成関係)【調査時点(令和元年度)】

支援制度名 [所管府省等]	対象	支援の内容	活用可能な取 組の方向性
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	国指定伝統的工芸品の振興を目的と	<b>4</b> • <b>5</b>
業支援補助金	芸品の産地組合	して、伝産法の規定に基づく振興計画	
(後継者・従事		の認定を受けた産地組合が実施する、	
者育成事業)		従事者の育成事業(若手従事者の製造	
[経済産業省]		技術の向上を目的とした研修) に対し、	

	T		
		その講師謝金・旅費、教材費、実習・指	
		導費を支援	
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	国指定伝統的工芸品の振興を目的と	1 • 2
業支援補助金	芸品の産地組合	して、伝産法の規定に基づく振興計画	
(若年層等後継		の認定を受けた産地組合が実施する、	
者創出育成事		新たな人材を発掘するための事業(大	
業)		学生・専門学校生を対象とした制作体	
[経済産業省]		験、従事希望者を対象とした講習会)	
		に対し、その講師謝金・旅費、教材費、	
		実習・指導費を支援	
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	伝産法の規定に基づく活性化計画に	1 • 2 • 4 •
業支援補助金	芸品の製造事業	係る事業に要する経費であって、当該	5
(活性化事業)	者等	実施事業内容から経済産業局長が必要	
[経済産業省]		であると認めた経費を支援	
		なお、補助対象経費については、振	
		興計画に基づく、各事業の補助対象経	
		費を参考とすることとされている。	
地方創生推進交	都道府県	地方公共団体が、地域再生法に基づ	①~⑥
付金等	市区町村	き地域再生計画を策定し、内閣総理大	
[内閣府]		臣の認定を受けた場合、地方創生推進	
		交付金や地方創生拠点整備交付金によ	
		り、当該計画に基づく事業の実施に要	
		する経費の支援あり	
地域おこし協力	市区町村	地方公共団体が、その地域への定住・	2
隊		定着を図ることを目的として、都市部	
[総務省]		の住民を地域に受け入れて、地域おこ	
		し協力隊員として委嘱し、一定期間、	
		伝統工芸品産業の復活など「地域協力	
		活動」に従事させた場合、総務省から	
		隊員の活動経費(報償費、住居の借上	
		費、研修費等)に係る支援あり	
重要無形文化財	重要無形文化財	重要無形文化財の保存を目的として	1 • 2 • 4 •
伝承事業費国庫	の保持団体等	「保持団体」等が実施する次の事業に	6
補助		対し、その講師謝金・旅費、会場使用	
[文化庁]		料等を支援	
		○伝承者の養成	
		伝承者の養成を目的とする研修会、	
		講習会の開催及び実技指導	
		○研修発表会	

伝承者の養成事業による研修等の成果の発表会
○原材料・用具の確保
伝承に不可欠な原材料及び用具の製作、確保
○普及・啓発
将来の伝承者や理解者の養成を目的とする体験研修、講習会、ワークショップの開催、情報発信等

#### (注) 当省の調査結果による。

これら国の主な支援制度が、上記(ウ)で当省が把握した産地の支援ニーズをカバーしているか照合すると、①伝産補助金に関しては、その補助対象は、従事希望者を発掘するための初歩的な研修と、若手従事者の技術指導に関する経費補助が主となっており、若手従事者が伝統工芸を生業として自立するまでの生活の保障や、起業支援といった従事希望者が産地に定着するまでの支援を充実させてほしいとする産地から聴かれた支援ニーズについてはカバーされていない、②重要無形文化財伝承事業費国庫補助に関しては、伝承者(将来の伝承者も含む。)の養成を目的とした研修・実技指導に関する経費補助が主となっており、産地定着に関する支援に関しては、伝産補助金と同様の状況といった実態が確認された。

#### (オ) 関係府省による必要な支援の在り方(当省の考察)

産地においては、伝統工芸の維持・存続のため、後継者の確保に向けた取組を的確に実施し、新規従事者を確保するなど成果につなげる必要があるが、確保した新規従事者を育成し、産地への定着や独立へとつなげることを目指すためには、産地において新たな雇用が創出され、また、生業として成立するために、需要の拡大にも併せて取り組むことがポイントとなるものと考えられる。

そして、後継者の確保のためには、従事希望者の確保、育成から産地への定着まで 一貫した取組を行う必要があるということを踏まえ、経済産業省においては、産地の 後継者の確保に向けた取組を後押しする観点からも、産地の実態や支援ニーズを踏ま えた上で、支援方策の更なる検討が望まれる。

また、重要無形文化財の「わざ」の継承に関しても、その前提として、将来の技術 保持者となり得る従事者を育成し、産地に定着させる必要があるものの、現状では、 需要の減少が従事者の育成・定着を阻害する要因となっている実態も確認されており、 文部科学省(文化庁)においても、このような実態や産地の支援ニーズを参考とした 上で、今後の施策の在り方の検討に役立てることを期待したい。

#### (4) 原材料・用具等の確保に向けた取組

## ア 産地における原材料・用具等の不足に関する現状

(7) 製造に不可欠とされる原材料・用具等について

伝統工芸品の製造に用いる原材料や用具等については、伝統的に用いられてきたものが主となっており、中には、表4-(4)-①及び②のとおり、特定の原材料や用具等を使用することが、伝統的工芸品や重要無形文化財の要件となっているものや、古文書や美術品の修復にも国産楮が求められる場合があるなど、用途によっては特定の原材料の使用が不可欠であるものもある。このような事情により、他の原材料・用具等では代替できないものがあることから、その確保は、伝統工芸の維持・存続を図る上で重要と考えられる。

# 表4-(4)-① 伝統的工芸品に係る「伝統的な技術又は技法」及び「伝統的に使用されてきた原材料」の例

#### 技術・技法

- 1 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
- (1) 先染めの平織りとすること。
- (2) かすり糸は、たて糸及びよこ糸又はよこ糸に使用すること。
- (3) よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「踏木による飛杼」を用いること。
- 2 かすり糸の染色法は、「くくり」又は「織締め」によること。

## 原材料

使用する糸は、綿糸とすること。

(注) 通商産業省告示による。

#### 表4-(4)-② 重要無形文化財の指定要件の例

- 一 手くびりによる絣糸を使用すること。
- 二純正天然藍で染めること。
- 三 なげひの手織織機で織ること。
- (注) 文化財保護委員会告示による。

しかし、近年の社会構造の変化等による伝統工芸品の需要の低迷に伴い、その製造に用いる原材料・用具等の需要も低迷し、その生産・製造による生計の維持が困難となっていること等から、伝統工芸品の製造事業者が原材料・用具等を入手することが困難になってきており、その状況も深刻化していると言われている。

このような現状を踏まえ、調査対象とした産地において、伝統工芸品の製造に必要な原材料・用具等の確保に関する状況について調査することとした。

# 表4-(4)-③ 文部科学省「平成30年度 伝統工芸用具・原材料に関する調査事業」 < 抜粋>

#### I. 調查概要

#### 1. 調査の背景と目的

近年の経済のグローバル化・成熟化や社会構造の変化等に伴い伝統工芸品への需要が低迷し、関係者の間で<u>伝統的な工芸技術に用いられる用具・原材料</u>(以下、用具・原材料)<u>の</u>入手難が深刻化し、製作活動や伝承者養成等に支障が出るなど伝統工芸の維持・継承が難しくなっている。平成29年度「伝統工芸用具・原材料に関する調査事業」(以下、前年度調査と言う)でも十数年前の同種調査時に比べ、入手困難なものが増える傾向にあり、伝統的な木灰や研磨炭等が質的・量的に入手困難となり、染織や陶磁器、蒔絵等の技術維持存続、伝承者養成等に大きな影響を与えるなどの問題が明らかとなった。伝統工芸の持続的展開を促していくためにはこれら用具・原材料の量的・質的な維持・安定供給を図ることが急務の課題となっており、さらに対象の用具・原材料を拡げ、供給・利用等の状況、関連技術保持への影響等を正確かつ詳細に把握し、伝統工芸各分野の持続的展開に活かしていく必要がある。

- (注) 1 文部科学省資料による。
  - 2 下線は当省が付した。

#### (イ) 調査対象産地における原材料の不足状況

調査対象とした産地のうち、原材料の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」と認識している産地は、表4-(4)-④のとおり、20産地みられ、中には「現に支障を及ぼしている」という声が聴かれた産地もあった。

これら不足する原材料の中には、表4-(4)-⑤のとおり、同一品種が複数産地において不足しているとの声が聴かれたものもあり、例えば、手すき和紙の主な原材料の一つであるトロロアオイのように、使用することが複数の伝統的工芸品や重要無形文化財の指定要件となっているものもみられた。

表 4-(4)-④ 原材料の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」としている産地における不足の状況

品種・産地		ブロナッチャ 屋井州	
品種	産地	不足する主な原材料	
織物	A	真綿	
	В	葉藍(たであい)、蒅(すくも)	
	С	天然藍	
	D	木材	
	E	織糸	
染色品	F	型紙	
和紙	G	国産楮、トロロアオイ	
	Н	国産楮、三椏(みつまた)、雁皮(がんぴ)、トロロア	
		オイ	
	I	国産楮、トロロアオイ、わら	
	J	国産楮、トロロアオイ	
陶磁器	K	陶土	
	L	陶土、釉薬(ゆうやく)	
<u> </u>	M	陶土	

漆器	N	木材
	О	国産漆、金粉
	Р	国産楮、トロロアオイ
木工品・竹工品	Q	樹皮
	R	原竹
金工品	S	鉄、鋼
人形・こけし	Т	粘土

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑤ 同一品種が複数産地において不足するおそれがある原材料の例

No.	品種	不足する原料	内容
1	和紙	トロロアオ	手すき和紙の生産に不可欠な原材料であるトロロア
		イ	オイについては、平成 31 年 2 月に、全国の生産量の 8
			割を占めている都道府県の生産団体から、翌年度以降ト
			ロロアオイの作付量を半分程度に減少させる旨の連絡
			があったことを受け、伝統的な手すき和紙の存続が危ぶ
			まれている。
2	和紙	国産楮	重要無形文化財に指定されている手すき和紙の保持
			団体の中には、内規で原材料を国産楮としている団体が
			あるため、国産楮の生産量の減少により、入手が困難と
			なることで将来的に重要無形文化財の「わざ」の継承に
			支障を及ぼすおそれがある。
3	織物	蒅	藍染めに使用する植物性染料である蒅は、葉藍を原材
		葉藍	料としているが、全国の葉藍栽培面積の約 75%を占め
			る一大産地においては、手作業が多く重労働、生産者の
			高齢化、取引価格が安価であり収益性が低いことを主な
			原因として、葉藍の栽培面積・戸数、蒅の生産量がいず
			れも減少傾向にあり、全国からの需要に蒅の供給が追い
			付いていないのが現状であるとしている。

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

# (ウ) 調査対象産地における用具等の不足状況

調査対象とした産地のうち、用具等の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」と認識している産地は、表4-(4)-⑥のとおり、12産地あった。

表 4-(4)-⑥ 用具等の不足が伝統工芸品の製造に「将来支障を及ぼすおそれがある」としている産地における不足の状況

品種・産地		不足する主な用具等
品種	産地	
織物	а	くくり機、織機
	b	織機、筵(むしろ)
	С	織機部品
	d	竹筬(たけおさ)、織機に附属する小物の用具
	е	小管
和紙	f	簀桁 (すけた)、刷毛 (はけ)

	g	<b></b>
染色品	h	桶、くくり台
漆器	i	刷毛
	j	刷毛
木工品・竹工品	k	刃物
金工品	1	鍛造機器

以上を踏まえると、相当数の産地において、原材料や用具等の不足が課題となっていることが分かった。

## (エ) 原材料・用具等の不足に関する背景事情等 (課題)

上記(イ)及び(ウ)の状況を踏まえ、原材料や用具等の不足が課題となっている背景事情等について整理したところ、次のとおり、伝統工芸品の需要の減少等を背景とした様々な事情があり、中には伝統工芸の維持・存続を図る上で深刻な事態となっているものもみられた。

- ・ 原材料となる農産物の生産作業が重労働である割に収益性が低く、生計が立つほどの収入が得られないこと(表4-(4)-⑦)。
- ・ 伝統工芸品の需要低迷により、用具の需要も低迷し、製造の継続が困難なおそれがあること (表4-(4)-®)。
- ・ 原材料生産等への従事者が減少し、今いる従事者も高齢化しており、後継者も 確保されていないこと (表4-(4)-⑨)。
- ・ 伝統工芸品の需要の減少に伴い一製造事業者が必要とする原材料の量も減少する中、少量での発注を原材料生産者等が受けてくれないこと(表4-(4)-⑩)。
- ・ 他の用途による需要が拡大したことにより価格が高騰する等し、入手が困難になるおそれがあること(表4-(4)-⑪)。

表 4-(4)-⑦ 原材料生産の収益性が低く、生計が立つほどの収入が得られない例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	和紙	国産楮	楮生産農家は高齢化が著しい上に、収穫後の楮の皮
			むき等といった処理が重労働かつ長時間労働である一
			方で、労働単価が安く、生業として成り立つほどの収
			入が得られないことから廃業する農家も出ており、現
			状のままだと農家は減少する一方である。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑧ 需要の低迷により、用具製造の継続が困難なおそれがある例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	金工品	鍛造機器	伝統工芸品の製造に使用する鍛造機器の製造事業者
			が、製造から撤退する意向を示している。
			同事業者は、撤退する主な理由として、調査対象と
			した伝統工芸品の需要が低迷していることにより、関
			連産業である用具の需要も低迷しており、過去 10 年

	販売・製造実績がないことを踏まえ、今後事業として
	継続していくことが難しいことを挙げている。
	なお、同事業者が製造した用具に対する修理依頼は
	現在でも全国からあり、修理技術を持つ3人の従事者
	が対応しているが、3人とも既に定年を迎えており、
	いつまで対応できるか分からない状況であるとしてい
	る。

表 4-(4)-⑨ 原材料生産等従事者が減少、高齢化しており、後継者も確保されていない例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	織物	筵	伝統工芸品の染料として使用する「蒅」を生産する際に「筵」といういぐさなどの草で編んだ簡素な敷物を使用するところ、現在、筵を製造する事業者は産地内には無く、他の都道府県に所在する1事業者のみとなっているが高齢であり、製造事業者は、今後の筵の確保に不安があるとしている。
2	和紙	簣桁、刷毛	和紙専用の刷毛を製造・販売する事業者は全国で 1 事業者のみ、簀桁を製造・販売する事業者も数事業者 となっており、これら事業者の中には、用具の製造の みでは生計が立たないなどのため、後継者の育成も行 っていない事業者もみられた。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-⑩ 少量での原材料発注を原材料生産者等が受けてくれない例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	金工品	鉄、鋼	原材料の鉄と鋼のほとんどは、同じ原材料事業者
			から供給され、調達は従来から製造事業者がそれぞ
			れで実施しているところ、同原材料事業者は、鉄や鋼
			を製造するに当たり、稼働するときに発生するコス
			トを勘案し、1回の製造につき最低限の製造量を設け
			ており、小ロットでの販売は行わないとしている。
			このような状況の下、伝統工芸品の需要の低迷等に
			伴い、鍛冶屋が原材料を発注する量や回数が減少して
			いるほか、原材料の値上がりもあり、今までのように
			一度に大量の発注をすることができなくなったことか
			ら、同原材料事業者の最低限の製造量に受注量が到達
			しない状況が発生し、納品の遅延につながっている。
			このような状況から、原材料の在庫が切れてしまい製
			造に支障を来した製造事業者や、今ある原材料を使い
			切ってしまえば廃業を考えている製造事業者もある。

なお、従来から、各製造事業者がこだわりで決めた
鉄・鋼の規格(厚さ)、品質(炭素の配合率)で発注し
ているため、原材料の共同購入は非常に困難である。

#### 表 4-(4)-① 他の用途による需要の拡大により、入手が困難になるおそれがある例

No.	品種	不足する原材料等	内容
1	漆器	国産漆	「国宝・重要文化財(建造物)保存修理における漆
			の使用方針について」(平成27年2月24日付け26庁
			財第 510 号文化庁文化財部長通知)により、国宝修復
			等に国産漆を使用する旨の文化庁の方針が示され、国
			産漆の需要増加による原材料の価格高騰とそれに伴う
			売上減少の可能性を懸念する産地がみられた。

(注) 当省の調査結果による。

## (オ) 伝統工芸品の製造に必要な原材料・用具等の継承の危機(当省の問題意識)

こうした事情がある中、原材料・用具等の不足によって伝統工芸品の製造に支障が 及んでいる、あるいは及ぶおそれがある産地において、原材料・用具等を確保するた めの取組が適切に行われないと、伝統工芸の維持・存続はますます困難な状況となる のではないかと懸念される。

#### イ 原材料・用具等の確保に向けた取組の実施状況

## (7) 原材料・用具等の確保に向けた「取組の方向性」の整理

上記ア(オ)の問題意識を踏まえ、調査対象とした産地における原材料・用具等を確保するための取組の実施状況をみたところ、20品目の産地で原材料の確保に、10品目の産地で用具等の確保にそれぞれ取り組んでいた。

伝統工芸品の製造に用いる原材料・用具等は、上記の表4-(4)-④及び⑥のとおり伝統工芸品の品種や同じ品種であっても品目によって様々であり、その確保手段についても、例えば原材料であれば「山林から採取」、「畑で栽培」、「事業者が製造」などと様々となっている。したがって、取組の内容や産地が求める支援のニーズも、原材料・用具等の種類・特性に応じて多岐にわたることが想定される。

このことも踏まえ、産地における原材料・用具等を確保するための取組の実態を明らかにしようと、先に述べた背景事情や原材料・用具等の種類・特性等に沿って、取組を分類し、「取組の方向性」として整理した。その結果は、次のとおりである。

# 背景事情等その1) 生産・製造量の減少、生産・製造中止

① 採取可能地域に関する調査・情報提供

原材料となる樹木が自生しており、採取することが可能な地域等に関する調査や行政機関等による当該地域に関する情報提供等の実施

- ② 産地における自家栽培・植林による確保 原材料となる農作物や樹木等について、産地が自ら栽培等することで確保
- ③ 代替物の開発等に関する調査・研究

不足する原材料・用具等の代替物の開発や、製造が終了した用具等の維持修 繕に関する調査・研究を実施

#### 背景事情等その2) 供給する人材の減少・後継者不足

④ 生産者・製造者の育成、事業承継支援

原材料生産者・用具製造者等の育成や、廃業する事業者の事業承継に対する 支援を実施

⑤ 生産者・製造者への補助

原材料生産者・用具製造者等に対して、その活動に対する補助を実施

## 背景事情等その3) 少量での原材料・用具等の発注が困難・非効率

⑥ 共同調達の実施

一つの製造事業者等において調達することが困難・非効率な原材料・用具等 について、複数の主体によって共同で調達

#### (イ) 取組の方向性別の取組実施状況

調査対象とした産地における、各方向性の取組状況をみると、次のとおり実態が確 認された。

## 背景事情等その1) 生産・製造量の減少、生産・製造中止

- ① 採取可能地域に関する調査・情報提供
  - i)産地における取組状況

採取者の減少や原材料となる資源の枯渇に伴う原材料の供給量の減少によ って、原材料の確保が困難となるおそれがあることから、表4-(4)-⑫のとおり、 国・公有林等において原材料となる樹木の分布・植生調査等を実施し、生植を 確認し、原材料の安定的な確保につなげようとしている例がみられた。

#### ii) 関係する主な原材料・用具等

• 種別:原材料

・主なもの:樹皮(木工品・竹工品)

表4-(4)-① 産地における取組事例(①採取可能地域等に関する調査・情報提供)

	No.	品種
1 織物 伝統工芸品は、従前、地元の山 林から採取された樹皮を原材料 としてきたが、近年は近隣の山 林に適当な材料が不足してお り、原材料の安定的な確保が課 題となっていた。	1	織物



ととした。

左記のような状況を踏まえ、産地 組合は、原材料不足の解決を図り、 工芸家が制作活動を安定的に継続 できるよう、地元以外の山林で森林 の調査や森林の所有者との協議を 行い、原材料入手ルートを増やすこ

取組内容

平成26年度は、産地組合が伝産補 助金を活用し、都道府県の協力の 下、公有林において原材料となる樹

木の分布・植生調査を行い、21本の所在を確認した。

(注) 当省の調査結果による。

#### ② 産地における自家栽培・植林による確保

## i)産地における取組状況

生産者の減少や資源の枯渇に伴う原材料の供給量の減少によって、原材料の確保が困難となるおそれがあることから、表4-(4)-③のとおり、伝統工芸品の産地自ら土地を確保し、原材料となる農作物の栽培や植林を行うことで原材料の安定的な確保につなげようとしている例がみられた。

## ii) 関係する主な原材料・用具等

• 種別:原材料

・主なもの:国産楮(和紙)、樹皮(木工品・竹工品)

表4-(4)-(3) 産地における取組事例(②産地における自家栽培・植林による確保)

	, , , , , , , , , , ,	
No.	品種	背景事情
1	和紙	調査対象とした伝統工芸品の
		うち、所定の要件を満たすもの
		については、その「わざ」が重要
		無形文化財の指定を受けている
		ところ、重要無形文化財の保持
		団体としては、団体の内規で定
		めた要件を満たすためには国産
		楮を使用することとしており、
		産地組合は他都道府県の産地か
		ら楮を購入している。しかし、現
		状、国産楮の生産量は、昭和40年
		の3,170tから平成29年度には
		34tにまで激減しており(共に黒
		皮換算。公益財団法人日本特産
		農産物協会調べ)、希少で入手困
		難となっている。
		このまま国産楮の生産量が減
		少し続けると、重要無形文化財
		の伝統技術の継承が危ぶまれる
		ことから、国産楮の安定的な確
		保が課題となっている。
2	木工品・	伝統工芸品の原材料となる樹

平成28年度から、市区町村が、地 方創生推進交付金などを活用し、産 地組合と連携して産地内での楮の 生産を開始した。

取組内容

市区町村は産地組合に補助金を 交付し、産地内の耕作放棄地におい て、産地組合が雇用した従事者が、 楮の生産や加工作業等を実施した。 毎年楮畑の拡大を行ってきたこと により本事業による楮の収穫量の 推移は年々増加しており、平成30年 度には約4,000haの畑から約220kg の楮を収穫することができた。収穫 した楮については、産地内の職人が 購入し、和紙の原材料として利用し ている。

地元産楮の収穫量は年々増加してきてはいるものの、現状、生産コストを踏まえると、外国産楮や国内の他産地産楮と比較して割高な価格とせざるを得ず、今後、更に収穫量を増やしていくことによりコストを下げることを目指している。

市区町村は、伝統工芸品の原材料



大工品 皮については、農家が副業として近隣の山に入って採取しているところ、近年、兼業農家の増加、農家の高齢化等に伴い採取する農家が少なくなっており、産地組合は、「必要となる原材料の数量に対し、半分程度しか確保できていない」としている。なお、できるだけ樹皮の使用量が少ない製品を開発するなどして工夫しており、現状、製造が困難とまでの状況には至っていないとしている。

となる樹皮を計画的に確保するため、公有地等へ樹木を植林する事業を実施。昭和48年度から平成14年度までに、48団地、131.68haの面積に30万4,000本の苗を植栽した。

植林後、40年以上経過して樹皮を 採取できる樹木も出てきていることから、市区町村は、産地組合及び 製造事業者に対して活用してもら うよう連絡しているところであり、 産地組合も、今後、市区町村の管理 する樹木からの採取を検討してい きたいとしている。

(注) 当省の調査結果による。

## ③ 代替物の開発等に関する調査・研究

## i)産地における取組状況

生産・製造中止や生産者・製造者の廃業等により、原材料の確保や用具等の調達・維持修繕が困難になるおそれがあることから、表4-(4)-⑭のとおり、代替となる原材料・用具等の開発等を実施している例がみられた。

#### ii) 関係する主な原材料・用具等

· 種別:原材料、用具等

・主なもの:粘土(人形・こけし)、くくり機(織物)

表4-(4)-(4) 産地における取組事例(③代替物の開発等に関する調査・研究)

No.	品種	背景事情
1	人形・こけし	伝産法の指定要件を満たすため に必要な原材料となる粘土を製造 している原材料事業者は現在1事 業者のみとなっているところ、同 事業者には事業を引き継ぐ者がい ないため、将来的に廃業した場合 は、伝統的工芸品の製造が困難と なるおそれがあるとしている。



取組内容

経済産業局において開催された 伝産補助金の説明会において、左 記背景事情について産地組合が話 題にしたことを契機として、伝産 協会から、i)原材料となり得る 粘土の産地が他にあること、ii) 同産地の粘土が原材料となり得る かの調査の実施については、都道 府県中小企業団体中央会の支援事 業を活用できるのではないかとの 情報提供があった。

当該情報を踏まえ、産地組合は 調査を実施。当該産地の粘土を取 り扱っている製造事業者が産地組

2 織物

伝統工芸品の製造に使用されている「くくり機」については、当初は人力による足踏み式であったが、平成6年に産地組合が域内の関係機関に依頼して電力で稼働する自動くくり機を開発しており、当該機器を使用することで、作業時間を大幅に短縮することが可能となっている。

しかし、当該機器は、産地組合の 共同作業施設に4機設置されてい るのみであり、産地全体の機械く くりによる製造事業者21事業者の うち半数程度が同施設にくくり工 程の作業を依頼している。このた め、老朽化等により自動くくり機 が故障した場合には、伝統工芸品 の製造に大きな打撃があるとみら れ、当該機械の円滑な維持管理は 産地の重要な課題となっている。

なお、自動くくり機の開発に携 わった関係者は既に退職してお り、当該機械が故障した場合、修 理を依頼することは困難な状況に ある。 合に成分調整した粘土を提供し、 産地組合は、組合員にその粘土で 伝統工芸品を製造してもらった上 で、問題なく製造ができるか等の アンケートを取り、その結果を粘 土製造事業者にフィードバックす ることで原材料として使用できる 粘土を生成することを目指してい る。

市区町村は、産地組合が伝統工芸品の製造に使用する自動くくり機の維持管理について技術的な支援を必要としていることを把握したことから、市区町村と連携協定を締結している地元大学において、実態把握のためのフィールドワークや必要な機械の改良及び部品の復元、効率化が可能な工程の改良に向けた試験等を実施している。



(注) 当省の調査結果による。

#### 背景事情等その2)供給する人材の減少・後継者不足

- ④ 生産者・製造者の育成、事業承継支援
  - i)産地における取組状況

原材料・用具等の生産者・製造者の減少を要因として、原材料等の確保が困難になるおそれがあることから、表4-(4)-⑤のとおり、生産者・製造者の育成

を実施する産地がみられた。

#### ii) 関係する主な原材料・用具等

· 種別:原材料、用具等

・主なもの:原竹(木工品・竹工品)、蒅、葉藍、真綿(織物)、簀桁(和

紙)

表 4-(4)-⑤ 産地における取組事例(④生産者・製造者の育成、事業承継支援)

12 7		ににのいる牧师事例(今工任日 安定	=
No.	品種	背景事情	
1	木工品・	市区町村内の竹材製造業者に竹	
	竹工品	材を供給する人材(切り子)が、市	
		区町村在住の 60 歳代男性 1 人の	
		みとなっており、供給する人材及	
		び事業者に廃業のおそれがあった	
		ことから、後継者を育成する必要	
		があった。	
2	織物	藍染めに使用される植物性染料	
_	71-94 124	である薬の原材料となる葉藍につ	
		いては、全国の葉藍栽培面積の半	
		分以上を生産している産地都道府	
		県において、重労働、生産者の高	
		齢化、収益性の低さを主な原因と	
		して栽培面積が減少傾向にある。	
-	7-14-N-1-17	た体工共日の百世紀がエロレイ	
3	織物	伝統工芸品の原材料が不足して	
		おり、原材料を生産する技術者に	
		ついても後継者不足に陥ってい     -	
		る。	7
		The state of the later of the l	
4	和紙	手すき和紙の製造に使用する簀	
		桁については、製造に際して技術	
		を要するところ、製造することが	



市区町村は、産地組合に委託して人材育成のための研修を2年間実施し、また、育成した人材に対

する事業承継を支援した。

取組内容

なお、市区町村は、産地組合に対して、研修期間中における研修生への給与補助として、年間240万円を支出している。

藍生産の担い手を確保するため、市区町村において地域おこし協力隊を募集。平成29年度採用1人、令和元年度採用2人。これまでに10人以上の受入実績があり、調査時点では、3人の隊員が活動し、藍師の下で葉藍栽培及び蒅生産の指導を受けている。

本事業で、2年間の研修を終えた 地域おこし協力隊2人が、現在も産 地内で葉藍の栽培から、蒅生産、 藍染製品の製造(藍染め)まで、藍 に関連した事業を実施している。

市区町村は、地方創生拠点整備 交付金を活用し、伝統工芸品の原 材料に係る後継者育成等を目的と した拠点施設を整備した。

同施設では、地元産の素材から 原材料を製作する工程について、 体験会やその参加者を対象とした 講習会を開催している。

重要無形文化財の保持団体においては、重要無形文化財伝承事業 費国庫補助(文化庁)の支援によ





できる事業者は全国で数事業者と
なっており、これら事業者が途絶
えれば、全国の手すき和紙産地に
多大な影響を及ぼすことになる。

り、関連技術に係る伝承者養成費 として簀桁・刷毛・籤(ひご)の製 作研修の開催費用や指導者に対す る謝金のほか、原材料や用具購入 費を支出している。

#### (注) 当省の調査結果による。

しかし、原材料・用具等の生産・製造については、上記の表4-(4)-⑦のとおり、収益性の低さについて指摘されており、特に用具については、表4-(4)-⑯のとおり、需要と供給のバランスが悪く、製作専業で生活するのは困難であるという用具製造者からの声も聴かれたことから、項細目4(3)の後継者の確保に向けた取組と同様、人材を育成した後に生業として成り立たせることまで見据えた取組としなければ、後継者の確保・定着にはつながらないものと考えられる。

表 4-(4)-(6) 取組を実施する上でのあい路(④)生産者・製造者の育成、事業承継支援)

No.	品種	内容
1	和紙	用具は需要と供給のバランスが悪く、製作専業で生活するのは困
		難。用具製造者が生計を立てていける環境を見据えた上で育てない
		と、次につながらない取組になってしまう。
2	金工品	製造技術を後継者に伝えることに見合うだけの行政の支援があれ
		ば、後継者育成も検討できるのではないか。

#### (注) 当省の調査結果による。

## ⑤ 生産者・製造者への補助

#### i)産地における取組状況

収益性が低いことを要因として、原材料・用具等の生産・製造を継続することが困難とする生産者・製造者がいることから、表4-(4)-⑰のとおり、生産者・製造者に対する金銭補償を実施している例がみられた。

## ii) 関係する主な原材料・用具等

• 種別:原材料

・主なもの:織糸(織物)

#### 表 4-(4)-① 産地における取組事例(⑤生産者・製造者への補助)

No.	品種	背景事情	
1	織物	原材料である織糸の生産につい	
		ては工賃が安く、生産をやめる者	
		もいた。	



取組内容 左記の背景事情を踏まえ、原材料生産者に生産を継続してもらうために、産地組合が原材料を共同購入する際に、通常の買取価格に品質に応じた生産奨励金を加算し



て支給することで、他の事業者よ りも高値で買い取れるようにして いる。

これにより、平成29年度及び30 年度はいずれも28年度の約2倍の 原材料を確保することができた。

当省の調査結果による。 (注)

# 背景事情等その3) 少量での原材料・用具等の発注が困難・非効率

#### i)産地における取組状況

原材料や製造機器の部品等について、製造者が少量での受注を受け付けないこ とにより、原材料・用具等の調達に支障を来すおそれがあることやまとまった数 を調達することで仕入価格の低減が可能となるなど効率化が図られることから、 表4-(4)-18のとおり、原材料・用具等の共同調達に取り組む例がみられた。

## ii) 関係する主な原材料・用具等

· 種別:原材料、用具等

・主なもの:製造機器部品(織物)、木材(漆器)

表 4-(4)-18 産地における取組事例(⑥共同調達の実施)

No. 品種 背景事情	
100   10   10   10   10   10   10   1	- E 也



取組内容

当該産地組合が加盟している複 数の織物の産地組合で構成される 団体においては、各産地組合にお ける共通の課題として、確保が困 難となっている製造機器の部品の 実態等について、各組合員からア ンケート調査を実施した。その結 果、確保が困難な部品の種類とこ れらの部品を共同調達することに ついて半数以上の組合員が希望し ていることを把握したことから、 今後、これらの部品の共同調達を 検討するとしている。

なお、調査対象伝統工芸品の産 地組合は、共同調達について、部 品のメーカーは、少量だとロット の関係で受注を受け付けない可能 性があるが、複数産地の共同によ る発注であれば、ある程度の数量 が見込めるため、ロットの問題を

2	漆器	伝統工芸品の製造に必要な質の
		高い木材については、産地組合が
		まとめて一括して購入することに
		より、価格を抑えることができ、
		組合員に対して安定的に原材料を
		供給することが可能となる。

# 7

クリアできると思うとしている。

伝統工芸品の原材料となる良質な木材が不足しつつある中、森林管理署から木材を調達するに当たって、産地組合がその実務を取りまとめており、毎年度、必要量の木材を安定的に購入することができているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

## ウ 産地の意見及び国の主な支援制度におけるカバー状況

## (7) 調査対象産地における意見

上記イ(イ)のとおり、産地においては、多岐にわたって原材料・用具等の確保に取り組んでいるが、その取組の実施に当たっては、表4-(4)-⑩~②のとおり、行政に対し、財政的支援のほか、不足するノウハウ・情報の補完などを求めていた。中には、複数産地に影響を与えるような原材料・用具等への不足について、一つの産地のみで解決できる課題ではなく、産地に代わって取組を行うことや産地の取組を先導することを求める産地もみられた。

表 4-(4)-⑨ 産地の主な意見(財政的支援)

背景事情等	取組の方向性	支援内容
生産・製造 量の減少、	②産地におけ る自家栽培・	原材料の確保に向けた植林事業を実施しているものの、山の 下草刈り等の維持管理に係る補助事業等が皆無の状態である ことから、支援を望む。(市区町村)
生産・製造 中止	植林による確保	耕作放棄地の整備等、原材料の生産を新たに始める際に必要な経費について、助成制度を設けてほしい。(原材料生産者)
	④生産者・製 造者の育成、 事業承継支援	原材料を採取する者が減少していることから、育成に対する 助成制度を設けてほしい。(産地組合)
供給する人 材の減少・ 後継者不足		製造機器を製造するための人件費や材料費の支援を始めとする、製造技術を後継者に伝えることに見合うだけの行政の支援があれば、後継者育成も検討できるのではないか。(製造事業者)
	⑤生産者・製 造者への補助	原材料生産に係る農作業は重労働かつ大量生産もできないが、これを要因として生産農家の廃業、他の作物への転換が進むことで、ますます原材料の確保が難しくなるおそれがある。しかし、原材料の生産については、現状、生産者の自助努力頼りであることから支援が必要であると考える。(製造事業者)

		構やトロロアオイ等の生産者の農作業省力化(機械化)の援助や用具製造事業者の製作拠点の確保に資する支援を望む。 (産地組合・製造事業者)
		(楮の生産が重労働であるにもかかわらず、収益性が低く、 生業として成り立っていないことを踏まえ、)所得補てんや一 定の労賃を支払うことのできる売上げを確保するための対策 を行ってほしい。(原材料生産者)
		原材料生産者が安定した生産を確保することが、原材料不足の解消につながることから、これらの生産者に対する支援を望む。(都道府県)
その他	_	伝産補助金では、補助対象事業の対象経費として、原材料の 直接購入に係る経費が認められていないことについて、原材料 の確保は、どの産地にとっても重要なことであるので、対象と してもらいたい。(都道府県)

表 4-(4)-20 産地の主な意見(不足するノウハウ・情報の補完)

背景事情等	取組の方向性	内容
生産・製造 量の減少、 生産・製造 中止	①採取可能地 域に関する調 査・情報提供	漆原木確保のため、近隣市区町村において、かつての漆林の有無や現在の状況などを調査し、把握しているが、一つの市区町村の力では広域に調査・把握することは困難であることから、国において把握し、情報提供してほしい。(市区町村)原材料である樹皮の確保のため、国有林、民有林における伐採地域の情報を森林管理署、森林組合等から個別に収集する等しているが、森林管理局等に当該情報を提供してほしい。(産地組合)
	②産地におけ る自家栽培・ 植林による確 保	和紙の原材料である楮や雁皮などを自ら生産するに当たり、 都道府県・市区町村の農業関係課から支援や助言を頂きたい。 (産地組合)

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(4)-② 産地に代わって取組を行うことや産地の取組を先導することを求める産地の 意見

No.	内容
1	原材料・用具等の不足への対応については産地全体の課題であり、一製造事業者のみで
	検証していくことは非常に負担が大きい。
	原材料・用具等の代替品に関する検証事業を国において実施する、又は代替品に関する
	検証事業を実施する産地組合等に対し経済的支援を行うなど、何らかの形での行政機関の
	支援が必要であると考える。(製造事業者)

- 2 原材料の安定供給は、一つの地域だけで対応できかねることから、国において現在の厳しい状況を把握し、伝統工芸を継承していくために全国的に必要な用具や原材料の確保について、率先して対策を検討してほしい。(都道府県)
  3 他産地に影響を与えるような陶磁器の原土鉱山や織物などの原材料不足、漆器製造に必要な用具不足は、1 地方公共団体だけで解決できる問題ではないため、国レベルでの連携した取組や地方公共団体や製造事業者等が有する情報を国で取りまとめ関係機関にフィードバックするなどの取組の進展が望ましい。(都道府県)
  4 中国産漆は、原材料の仕入れルートが他産地と同じと思われ、産地の枠を超えた共同購入により仕入れ価格の低減が可能と考えられる。漆器に特化した産地組合の集まりなどはないため、国等の行政機関が先導して、産地枠を超えた共同購入を進めてもらえると有り難い。(産地組合)
- (注) 当省の調査結果による。

#### (イ) 国の主な支援制度の現状

そこで、伝産地が原材料・用具等の確保に取り組むに当たって活用することが可能な国の主な支援制度について確認してみたところ、表4-(4)-②のとおり、次のような支援制度がみられた。

表 4-(4)-② 国の主な支援制度(原材料・用具等の確保関係)【調査時点(令和元年度)】

支援制度名 [所管府省等]	支援対象	支援内容	活用可能な 取組の方向 性
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	原材料の安定確保を目的とした調査	1 • 3
業支援補助金	芸品の産地組合	事業(将来的な供給状況や代替材料の	
(原材料確保対		調査等)	
策事業)			
[経済産業省]			
伝統的工芸品産	国指定伝統的工	伝統的工芸品産業の活性化を目的と	1 • 3
業支援補助金	芸品の製造事業	した事業(技術・技法の改善事業、原	
(活性化事業)	者等	材料の調査研究事業等)	
[経済産業省]			
地方創生推進交	都道府県	地方公共団体が、地域再生法に基づき	①~⑥
付金等	市区町村	地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の	
[内閣府]		認定を受けた場合、地方創生推進交付金	
		や地方創生拠点整備交付金により、当該	
		計画に基づく事業の実施に要する経費	
		の支援あり	
地域おこし協力	市区町村	地方公共団体が、その地域への定住・	4
隊		定着を図ることを目的として、都市部の	
[総務省]		住民を地域に受け入れて、地域おこし協	

	1	T	
		力隊員として委嘱し、一定期間、伝統工	
		芸品産業の復活など「地域協力活動」に	
		従事させた場合、総務省から隊員の活動	
		経費 (報償費、住居の借上費、研修費等)	
		に係る支援あり	
重要無形文化財	重要無形文化財	重要無形文化財の保存を目的として	①~④
伝承事業費国庫	の保持団体等	「保持団体」等が実施する次の事業に	
補助		対し、その講師謝金・旅費、会場使用	
[文化庁]		   料等を支援	
		○技術研究	
		   調査、研究会等の技術研究	
		○原材料・用具の確保	
		伝承に不可欠な原材料及び用具の製	
		作、確保	
		○普及・啓発	
		将来の伝承者や理解者の養成を目的	
		とする体験研修、講習会、ワークショ	
		ップの開催、情報発信等	
		○関連技術事業	
		無形文化財の知識・技能等を有する	
		団体が関連技術として行う上記の事業	
	選定保存技術の	選定保存技術等の保存を目的として、	(1)~(4)
保存事業費国庫	保存団体等	選定保存技術の保持者又は保存団体等	1) 4
株伊事来貞酉庫   補助	体件四件寸	が実施する次の事業に対し、その講師謝	
補助   [文化庁]		金・旅費、会場使用料等を支援	
		○伝承者の養成	
		○伝承有の養成 ○研修発表会	
		○技術、技能の錬磨	
		○記録の作成及び刊行	
		○原材料・用具の確保	
		○普及・啓発	
		○関連技術事業	
		文化財の保存技術に知識・技能等を	
		有する団体が関連技術として行う上記	
(注) 半少の調本法		の事業	

# (ウ) 国の主な支援制度によるカバー状況

次に、確認した国の支援制度と原材料・用具等の確保に関する産地の取組内容や産地が求める支援ニーズを突合し、整理してみたところ、産地組合・製造事業者を対象とした伝産補助金の補助範囲については、産地組合等が行う原材料入手先の状況調査

や代替可能な原材料の開発などが主となっており、取組の方向性の「②産地における 自家栽培・植林による確保」や「⑤生産者・製造者への補助」といったものは、伝産 補助金ではカバーされておらず、これらに関する取組については地方公共団体の支援 制度を活用して行われている例がみられた。

また、今回の調査において、原材料・用具等の不足の背景事情等として、原材料の 生産者や用具の製造事業者が様々な課題を抱えていることが分かったが、こうした生 産者・製造事業者に対しては、調査時点(令和元年度)においては、その技術等が文 化財保護法の選定保存技術に選定されている一部の原材料・用具等を除くと、国が直 接支援する制度<sup>(注)</sup> はみられなかった。

- (注) なお、文化庁は、調査時点以降、以下の支援を実施している。
  - ・ 「伝承団体形成促進事業」により令和2年度から、保持団体や保存団体の支援ニーズを参考として、選定保存技術保存団体間の情報交換会を開催するなど、一団体だけでは解決できない用具・原材料の確保等に関する取組を実施している。
  - ・ 「文化財の匠プロジェクト」により令和4年度から5か年の計画で文化財の保存・継承のための 用具・原材料の確保等に重点的に取り組むこととしており、一部先行して令和2年度から、楮・ トロロアオイを対象に支援を開始し、徐々に支援の対象を拡大している。

#### エ 関係府省における産地に必要な支援の在り方(当省の考察)

今回の調査において把握した原材料・用具等の確保に係る実態をみると、原材料・用具等の不足が、伝統的工芸品や重要無形文化財に指定された工芸技術に基づくものを含む伝統工芸品の製造に、将来支障を及ぼすおそれがあると認識している産地があり、これらの産地の中には、原材料・用具等の確保に向けて多岐にわたった取組を行っているものもある。しかし、その取組に当たっては、行政に対し、財政的支援のほか、不足するノウハウ等の補完などを求めており、産地の取組内容と合わせて、現行の国の支援制度と突合して整理してみると、伝産補助金等ではカバーされていない取組があり、一部の原材料・用具等を除くと、原材料の生産者や用具の製造事業者に対して、国が直接支援する制度はみられない状況にある。

なお、産地が求める支援ニーズの中には、一つの産地のみで解決できる課題ではなく 産地に代わって取組を行うことや産地の取組を先導することを求めるといった意見も あったことに留意が必要である。

以上のような状況を踏まえ、経済産業省及び文部科学省(文化庁)においては、産地における支援ニーズ等を参考とした上で、原材料・用具等の確保に対する取組への支援 方策の更なる検討が望まれる。